

**第4次北九州市男女共同参画基本計画**

**令和元年度実施状況報告書**

**(案)**

**北九州市**

# 基本計画の概要

## 第4次北九州市男女共同参画基本計画の概要

本市では、男女の人権が尊重され、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に共に参画し、共に喜びと責任を分かち合うことができる社会の実現を目指しています。

令和元年6月、「北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例」に基づき、令和元年度から令和5年度までを計画期間とする「第4次北九州市男女共同参画基本計画」を策定しました。

本市の一層の男女共同参画社会の推進のため、市民や市民団体、企業など連携・協働しながら、施策の推進に取り組んでいきます。

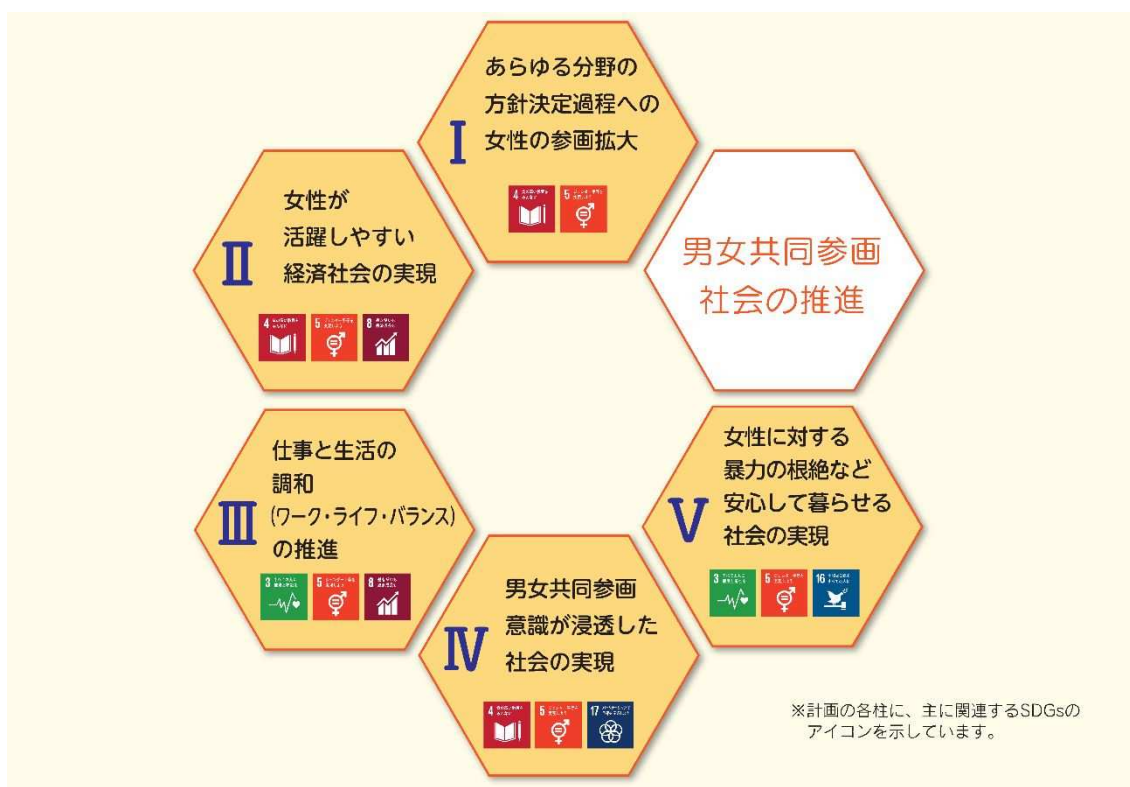
### 計画で目指す姿

第4次基本計画は、市条例に基づき、本市の男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の方向を定め、本市の現状と課題を踏まえた具体的施策の体系をまとめたものです。

市条例の基本理念に従い、男女の人権が尊重され、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に共に参画し、共に喜びと責任を分かち合うことができる社会の実現を目指しています。

また、第4次基本計画の副題については、様々な分野への女性の参画に引き続き取り組むことや基本計画の継続性などを踏まえ、第3次基本計画の「女性がいきいきと活躍できるまちを目指して」を引き継ぎます。

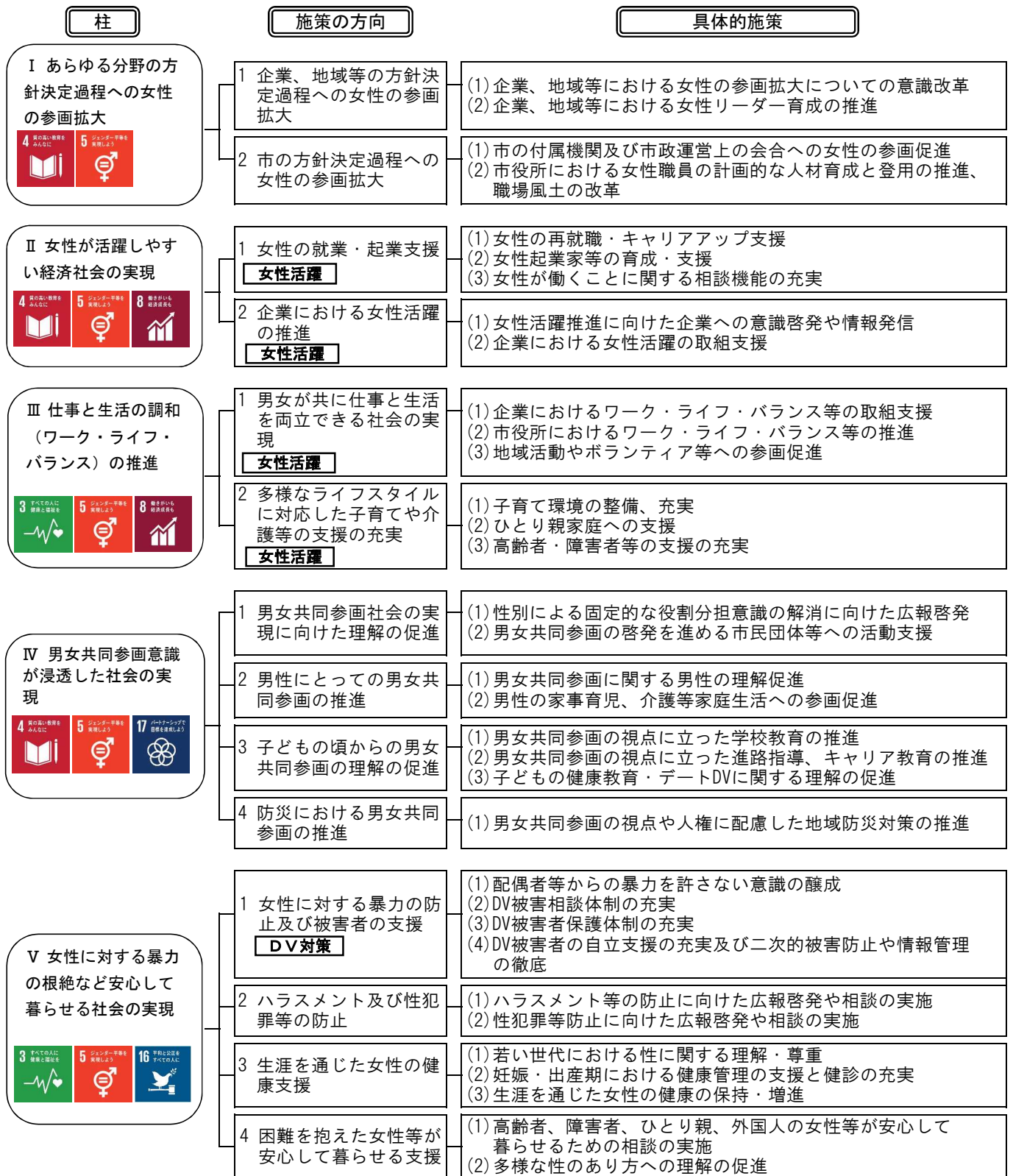
### 計画の柱



# 計画の体系

**女性活躍** = 女性活躍推進計画

**DV対策** = 第3次DV対策基本計画



※計画の各柱に主に関連するSDGsのアイコンを示しています。

# 数値目標等の進捗状況

## 数値目標等の進捗状況〔令和元年度〕

基本計画に掲げる具体的施策については、数値目標及び男女共同参画社会の進み具合を表わすモニタリング指標を設定し、定期的に調査・把握することとしています。

### 柱Ⅰ あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

#### 数値目標

柱	No.	項目	数値		
			当初 (平成30年度)	現状 (令和1年度)	目標 (令和5年度)
Ⅰ	1	市役所における女性役職者(係長以上)比率(消防職員、教職員を除く)	17.6%	18.0%	23%
	2	市役所における女性管理職(課長級以上)比率(消防職員、教職員を除く)	13.6%	13.2%	15%
	3	市立学校等における管理職に占める女性の比率(校長、副校長、教頭、園長)	19.4%	21.6%	25%
	4	市付属機関等における女性の比率(市付属機関等には市政運営上の会合を含む)	53.0%	52.5%	※1 50%以上

※1 付属機関等ごとに男女比率の均等を目指し、全体で50%以上を目指す。

#### モニタリング指標

柱	No.	項目	数値	
			当初 (平成30年度)	現状 (令和1年度)
Ⅰ	5	自治会における女性の比率		
		① 区自治総連合会長	① 14.3%	① 14.3%
		② 区自治総連合副会長	② 5.3%	② 4.8%
③ 自治区会長		③ 4.9%	③ 5.4%	
④ 自治区副会長		④ 12.9%	④ 13.8%	
	⑤ 町内会長	⑤ 16.6%	⑤ 17.3%	
	6	校区まちづくり協議会会長における女性の比率	2.9%	4.5%
	7	市立小・中・特別支援学校のPTA会長における女性の比率	15.0%	16.0%

柱Ⅱ 女性が活躍しやすい経済社会の実現

数値目標

柱	No.	項目	数値		
			当初 (平成 30 年度)	現状 (令和 1 年度)	目標 (令和 5 年度)
Ⅱ	8	25～44 歳の女性就業率	70% (平成 27 年)	70% (平成 27 年)	73%
	9	イクボス同盟加盟企業数	108 社 (平成 30 年 12 月)	154 社 (令和 2 年 3 月)	300 社

モニタリング指標

柱	No.	項目	数値	
			当初 (平成 30 年度)	現状 (令和 1 年度)
Ⅱ	10	事業所の管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合	11.2% (平成 26 年度)	—
	11	雇用形態（①正社員②パート・臨時雇）における男女別割合	(女性) ①49.4% ②50.4% (男性) ①74.0% ②24.9% (平成 31 年 1 月)	(女性) ①46.4% ②52.7% (男性) ①70.8% ②26.9% (令和 2 年 1 月)
	12	職場での男女平等達成感	17.8% (平成 29 年度)	—

## 柱Ⅲ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

### 数値目標

柱	No.	項目	数値		
			当初 (平成 30 年度)	現状 (令和 1 年度)	目標 (令和 5 年度)
Ⅲ	1 3	市役所における時間外勤務削減率	10.4%減 (平成 26 年度比)	1.4%増 (平成 30 年度比)	10%以上減 (平成 30 年度比)
	1 4	市役所における男性職員の 育児休業取得率	14.8% (平成 30 年 3 月)	28.7%	30%
	1 5	多様な保育の実施箇所数 ①延長保育(夜間保育所を含む) ②休日保育 ③病児保育	①154 箇所 ② 7 箇所 ③ 12 箇所 (平成 30 年度)	①153 箇所 ② 7 箇所 ③ 12 箇所 (令和 1 年度)	①令和元年度 同水準 ② 7 箇所 ③ 14 箇所 (令和 6 年度)

### モニタリング指標

柱	No.	項目	数値	
			当初 (平成 30 年度)	現状 (令和 1 年度)
Ⅲ	1 6	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) という言葉の認知度	68.4% (平成 29 年度)	—
	1 7	市内企業等における社員の育児休業取得率	男性: 1.2% 女性: 87.1% (平成 26 年度)	—
	1 8	市内企業等における週労働時間 60 時間以上の 雇用者の割合 (年間就業日数 200 日以上の雇用者)	9.2% (平成 29 年度)	—
	1 9	6 歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連 時間	育児 1 時間 45 分 家事 45 分 (平成 29 年度)	—
	2 0	多様な保育の受入児童数 ①延長保育 ②夜間保育 ③休日保育 ④病児保育	①16,119 人 ② 572 人 ③ 1,872 人 ④ 8,907 人 (平成 30 年度)	① 15,029 人 ② 578 人 ③ 2,084 人 ④ 9,029 人 (令和 1 年度)



柱Ⅳ 男女共同参画意識が浸透した社会の実現

数値目標

柱	No.	項目	数値		
			当初 (平成 30 年度)	現状 (令和 1 年度)	目標 (令和 5 年度)
Ⅳ	2 1	男女共同参画社会という言葉の認知度	69.7% (平成 29 年度)	—	80%

モニタリング指標

柱	No.	項目	数値	
			当初 (平成 30 年度)	現状 (令和 1 年度)
Ⅳ	2 2	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について肯定・否定の割合	(肯定) 26.7% (否定) 68.1% (平成 29 年度)	—
	2 3	女性が職業を持つことについての割合 ①ずっと継続した方がよい ②子どもができたら中断した方がよい ③子どもができたら退職した方がよい	① 37.5% ② 51.5% ③ 3.6% (平成 29 年度)	—
	2 4	社会全体における男女平等達成感	10.6% (平成 29 年度)	—

柱Ⅴ 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

数値目標

柱	No.	項目	数値		
			当初 (平成 30 年度)	現状 (令和 1 年度)	目標 (令和 5 年度)
V	25	夫婦間における「①平手で打つ」「②殴るふりをしておどす」について暴力と認識する人の割合	① 71.1% ② 68.3% (平成 29 年度)	—	① 80% ② 80%

モニタリング指標

柱	No.	項目	数値	
			当初 (平成 30 年度)	現状 (令和 1 年度)
V	26	配偶者からの暴力の相談窓口の周知度 ①配偶者暴力相談支援センター ②各区子ども・家庭相談コーナー ③男女共同参画センター・ムーブ	①9.4% ②27.1% ③14.9% (平成 29 年度)	—
	27	配偶者等からの暴力被害経験の割合 ①身体的暴力 ②精神的暴力 ③性的暴力 ④経済的暴力	(女性) ① 22.2% ② 39.1% ③ 12.2% ④ 6.0% (男性) ① 11.4% ② 20.8% ③ 2.1% ④ 1.0% (平成 29 年度)	—
	28	10代の人工妊娠中絶率 (15~19歳の女性人口千人対)	11.5% (平成 28 年)	11.4% (平成 29 年)
	29	生活習慣病予防のための特定健診受診率(北九州市国民健康保険加入者)	36.1% (平成 29 年度)	36.6% (平成 30 年度)

柱 I あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向 1 企業・地域等の方針決定過程への女性の参画拡大

具体的政策 (1) 企業、地域等における女性の参画拡大についての意識改革

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
11101	「北九州イクボス同盟」等において、HP等で先進事例の紹介や、階層別研修会等を実施し、経営者・管理職の意識改革につなげる。 また、子育て支援や男女がともに働きやすい環境づくりなど、ワーク・ライフ・バランス推進及び女性活躍推進に取り組む企業・個人等を表彰し、パンフレットや推進サイト、パネル展示でその取組を広くPRすることで、その意義や必要性について、市民及び企業等の意識向上を図る。	1	「北九州イクボス同盟」等において、HP等で先進事例の紹介や、階層別研修会等を実施し、経営者・管理職の意識改革につなげる。 また、子育て支援や男女がともに働きやすい環境づくりなど、ワーク・ライフ・バランス推進及び女性活躍推進に取り組む企業・個人等を表彰し、パンフレットや推進サイト、パネル展示でその取組を広くPRすることで、その意義や必要性について、市民及び企業等の意識向上を図る。	①北九州イクボス同盟における先進事例の紹介等 ②北九州イクボス同盟における研修会等の実施 ③北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰受賞者数						A	引き続き先進事例を紹介するとともに、より多くの人に見てもらえるような媒体を用いた広報を検討する。さらに、研修会等を通して企業の取組支援や意識改革を推進するとともに、より企業が参加しやすいような形態や日時等の見直しを検討する。また、表彰受賞企業は着実に増加している。今後とも、時代に即した表彰となるよう、随時見直しを行っていく。	総務局	
11102	企業等の事業者に対し、女性管理職に関する積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を周知するため、出前セミナー等を実施します。	2	これから女性活躍に取り組む企業を対象としたセミナーやコンサルティング、企業的女性従業員及び管理監督者等を対象にした各種セミナー等を通じて、市内における女性活躍の推進を図る。 また、誰もがその個性と能力を十分に発揮し、仕事と生活(育児、介護等)の両立ができる環境づくりや、多様な働き方の実現のため、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所を対象に、セミナー講師やアドバイザー(社労士、女性活躍アドバイザー)を派遣する。また、女性活躍やワーク・ライフ・バランスを推進する企業の取組を支援する。	37回 企業向け出前セミナー等への講師等派遣						A	平成28年4月に施行(令和元年5月一部改正)された女性活躍推進法を踏まえ、企業等の多様な働き方が実現できる職場環境づくり等、女性活躍やワーク・ライフ・バランス推進の取組にさらに働きかけていく。 事業の実施にあたっては、より多くの企業の関心を集めるよう効果的なPRを行う。	総務局	
11103	男女が共に働きやすい環境づくりなど、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業等を表彰します。 また、受賞者の取組事例をリーフレットやホームページで紹介し、企業等に対して、広く周知します。	3	子育て支援や男女がともに働きやすい環境づくりなど、ワーク・ライフ・バランス推進及び女性活躍推進に取り組む企業・個人等を表彰し、パンフレットや推進サイト、パネル展示でその取組を広くPRすることで、その意義や必要性について、市民及び企業等の意識向上を図る。	北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰受賞者数						A	表彰受賞企業は着実に増加している。今後とも、時代に即した表彰となるよう、随時見直しを行っていく。	総務局	
11104	政策・方針決定過程の女性の参画状況など男女共同参画に関する情報をホームページなどで発信します。	4	平成26年度よりホームページに掲載している「北九州市の男女共同参画統計データ集2014」のデータについて、定期的に更新を行い最新の情報を提供していく。	11件 追加データ数						A	令和2年度発行予定の「北九州市の男女共同参画統計データ集2020」のデータをホームページ上に掲載する。データの更新を定期的に行うとともに、男女共同参画社会の推進に関する新しいデータを随時追加して情報提供する。	総務局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
11105	自治会等の地域における団体の女性参画率について、定期的に把握するとともに、女性の参画拡大のための広報・啓発を実施します。	5	自治会や校区まちづくり協議会の会長・副会長等、PTA会長・副会長、市民センター館長、社会福祉協議会会長、民生委員・児童委員などの女性比率について毎年調査し、実施状況報告書等で公表する。	①区自治総連合会会長 ②自治連合会(自治区・地区・校区会長) ③自治連合会(町内会長) ④校区まちづくり協議会会長 ⑤PTA会長 ⑥市民センター館長	①14.3% ②5.4% ③17.3% ④4.5% ⑤13.8% ⑥72.3%					A	今後も、自治会長等の女性の参画率について把握し、公表していく。	総務局	
11106	国・県・市が行う男女共同参画推進の功績に対する表彰制度を活用し、地域で活躍する女性リーダーの情報を発信します。	6	地域で活躍する女性リーダーのロールモデルの情報を発信するため、平成29年度に新設した北九州市表彰「男女共同参画功労」部門を継続していく。	北九州市表彰に「男女共同参画功労」表彰受賞者数	8人					A	引き続き地域で活躍するロールモデルとなる女性の表彰を継続していく。	総務局	

柱 I あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向 1 企業・地域等の方針決定過程への女性の参画拡大  
 具体的政策 (2) 企業・地域等における女性リーダー育成の推進

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
11201	働く女性や女性管理職等に対し、スキルアップやネットワーキングを応援するための講座の開催や、身近なロールモデルの情報発信を行います。	2-1	働く女性のスキルアップとネットワーキングを応援するためのステップアップ講座を開催するほか、ステップアップ講座の修了生対象のフオロアアップ講座を開催し、修了生のネットワーキングづくりや身近なロールモデルの発信等に取り組む。	就業継続支援・ステップアップ支援講座数・参加延べ人数 ①ムーブ(ステップアップ、お役立ち) ②レディスマジ(キャリアアップ(PO除)) ③レディスマジ(キャリアアップ(PO除))	①11講座 310人 ②5講座 1,089人 ③12講座 346人					A	ステップアップ講座の修了生は1~9期生まで260名を超え、企業を上げていくネットワーキング形成に効果を出している。お役立ちムーブセミナーも6年目の開催で各回定員を超える申込みがあり、順調である。各講座とも今後も参加者の裾野をさらに広げるため、より参加しやすい講座となるようプログラムを適宜見直しながら引き続き実施する。	総務局	
11202	生涯学習総合センター等において地域における女性リーダーを育成するための研修を実施します。	2-2	企業等の女性管理職や管理職に相当する女性社員のスキルアップ、ネットワーキングを支援することにより、更なる女性活躍の推進を図る。	女性管理職セミナー・参加延べ企業数	16社					A	今後も引き続き、女性管理職等のスキルアップに有効な内容を検討するとともに、同じ立場にある受講者間での企業等の垣根を越えたネットワーキングを構築する。	総務局	
11203	男女共同参画社会の形成のための取組を実施している北九州市女性団体連絡会議のリーダー育成を支援します。	2	北九州市民カレッジ「地域力アップセミナー」、「社会教育、生涯学習基礎講座」などの修了者で、地域での活動や取組に貢献したいと考える市内在住の女性を対象に、国立女性教育会館などの視察研修やその他の研修を実施する。生涯学習活動に必要な専門的知識や手法を学ぶことで、資質向上を図り、研修生が地域のリーダー的な役割を担い活かしていくことを目指す。	①応募者数 ②研修生数 ③研修日数(事前研修・派遣研修・事後研修・報告会の合計日数) ④報告会参加者数	①5人 ②5人 ③14日 ④約140人					A	今後も、女性のエンパワメントのため、地域の中核となる女性リーダーの育成を図ることを目的に本事業を継続する。	市民文化スポーツ局	
11204	男女共同参画社会の形成のための取組を実施している北九州市女性団体連絡会議のリーダー育成を支援します。	3	男女共同参画フォーラム北九州の開催支援など、「北九州市女性団体連絡会議」との連携・協働及び活動支援をする。	男女共同参画フォーラム ①実施回数 ②参加者数	①37回 ②3,056人					A	今後も引き続き、北九州市女性団体連絡会議と協働し、効果的な啓発事業を実施する。	総務局	
11204	市内で活動している「北九州市婦人団体協議会」などの女性学習グループの人材育成を支援します。	4	市内で活動している女性学習グループの育成・支援(共催、事業計画の相談・助言、講師派遣など)を実施する。 女性学習グループ ・北九州市婦人団体協議会 ・北九州市婦人会連絡協議会 ・北九州婦人教育研究会 ・北九州市婦人教育推進会	①機関紙発行回数/部数 ②研修会回数/参加者数	①年3回/21,000部 ②年3回/250人					B	地域や団体のリーダーを発掘し、育成できるよう、広報活動を充実させ、その時々々の実情にあったテーマ選びや研修等を充実していく必要がある。	市民文化スポーツ局	

柱 I あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向 2 市の方針決定過程への女性の参画拡大

具体的政策 (1) 市の付属機関及び市政運営上の会合への女性の参画促進

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度					R6年度
12101	市の付属機関や市政運営上の会合における女性委員の参画を引き続き推進し、女性委員参画率5割を維持します。	1	<p>市の政策・方針決定の場である市の付属機関等への女性参画向上に向けて下記の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の付属機関等における女性委員の参画状況調査</li> <li>・女性登用に際して、女性人材の紹介やアトバイスの実施</li> </ul>	女性委員参画状況(各年度7月1日時点) 53.1%							A	今後も付属機関等の女性の参画率50%以上を維持し、すべての付属機関等の女性委員の参画率が50%となることを目指す。	総務局	

柱 I あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向 2 市の方針決定過程への女性の参画拡大

具体的政策 (2) 市役所における女性職員の計画的な人材育成と登用の促進、職場風土の改革

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
12201	「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」に基づき、女性職員のキャリア形成支援や職員全体のワーク・ライフ・バランスの実現に取り組めます。	1	「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」(R1～5年度)に基づき、職員の能力開発・キャリア形成支援を目的とした研修を実施したほか、各役職段階でのマネジメント能力等の向上のため、管理職を対象としたイクボス研修、役職者(係長級)を対象とした、ブレイクボス研修を実施する。また、部下がイクボス実践ができていない管理職を推薦する市職員イクボス表彰により、一層のイクボス実践を促し、多様な人材を活かし、組織と人の成長につなげる。風土の更なる醸成を図る。	①5回 ②3回 ③1回 ④3回 ⑤8名						A	「係長としての資質や能力への不安」「仕事と家庭の両立不安」等の理由により、女性職員が昇任試験の受験をためらう傾向にあることから、それらの不安私試に向け、今後も継続して「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」に基づき、女性職員の活躍推進に係る取組を実施する。	総務局	
12202	新部下のキャリア形成とワーク・ライフ・バランスの実現を応援する組織風土を醸成するため、「イクボス」の取組を推進します。	2	「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」(R1～5年度)に基づき、仕事と生活の両方が充実した働きがいのある組織風土の醸成のため、新任管理職を対象としたイクボス研修を実施する。また、イクボス実践のノウハウを共有するため、部下がイクボス実践ができていない管理職を推薦する市職員イクボス表彰の実践例を女性活躍・WLB応援サイトに掲載する。	①1回 ②8名						A	仕事と生活の両方を充実させた働きがいのある組織とするためには、管理職のマネジメント力の向上が非常に重要であることから、今後も継続して「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」に基づき、イクボスの推進に係る取組を実施する。	総務局	
12203	市立学校における女性管理職比率を向上させるため、校長会等での研修や、女性教職員への働きかけを実施します。	3	公立学校管理職等候補者選考においては、校長会を通して、管理職からの受験勧奨等の声かけを徹底する。	女性の校長・教頭・指導主事候補受験者数 54人						A	今後も校長会等への働きかけを継続的に実施する。	教育委員会	
12204	市立学校における女性管理職比率を向上させるため、業務改善等を通じて誰もが働きやすい職場を実現します。	4	業務改善等を通じて誰もが働きやすい職場を実現することで、性別を問わない管理職登用を推進する。	校長職 18.2% 教頭職等 26.2%						A	性別にとらわれない能力主義による管理職への積極的登用を行う。	教育委員会	

柱 II 女性が活躍しやすい経済社会の実現

施策の方向 1 女性の就業・起業支援  
 具体的政策 (1) 女性の再就職・キャリアアップ支援

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲			
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度					R6年度		
21101	「ウーマンワークカフェ北九州」を関係機関と連携しながら運営し、女性の就業・キャリアアップ・起業などをワンストップで支援します。	1	女性の就職・キャリアアップ・創業などをワンストップで支援する「ウーマンワークカフェ北九州」を運営する。	・平成28年5月「ウーマンワークカフェ北九州」開設 ・マザーズハロワーク(国)、子育て女性就職支援センター(県)、保育士・保育所支援センター、ひとり親就業支援、保育サポーター等 ・キャリアアップ・起業支援センターが緊密に連携して運営 ①延べ来所者 ②新規利用者 ③就職決定者	①14,332人 ②3,030人 ③891人							総務局				
21102	働く女性や女性管理職等に対して、スキルアップやネットワークづくりを支援するための講座の開催や、身近なロールモデルの情報発信等を行います。(再掲)	2-1	No.11201-1の再掲	No.11201-1の再掲							No.11201-1の再掲		総務局	○		
21103	「男女共同参画センター」等で女性の就業やキャリア形成及び再就職を支援するため、資格取得や就業継続支援の講座等を実施します。	2-2	No.11201-2の再掲	No.11201-2の再掲							No.11201-2の再掲		総務局	○		
21104	働く意欲と行動を喚起するため、育児等で離職中の女性を対象として、就業支援・意識啓発プログラムや子育てイベントでの働き方の事例紹介等を行います。	3	女性の就業支援や経済的自立に向けたチャレンジを促し、就業の機会を拡げるため再就職及び資格取得講座を開催する。	再就職支援講座・資格取得講座 ①ムーブ(就職応募・医療・介護) ②レディズもし(再就職支援・資格取得) ③レディズやはた(再就職支援・資格取得)	①3講座 741人 ②5講座 2,456人 ③21講座 1,904人							A	受講者のニーズを踏まえ、より就業支援アップにつながるような充実した事業の実施に努める。	総務局		
21104	働く意欲と行動を喚起するため、育児等で離職中の女性を対象として、就業支援・意識啓発プログラムや子育てイベントでの働き方の事例紹介等を行います。	4	未就業女性の就業への意識啓発、行動喚起のための再就職支援セミナーの実施や、子育てイベント等に参加し、就業の周知・啓発を行う。	参加延べ人数 ①子育て女性向け再就職支援セミナー ②女性の「はたらく」応援フェスタ(国県市連携主催)	①32人 ②256人								A	子育て女性が参加しやすいよう、より身近な会場やオンラインでの開催を検討し、引き続き就業への意識啓発を継続する。	総務局	



No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
21105	再就職を目指す人のために、カウンセリングや求人情報の提供等を総合的に実施します。	5	市内の求職者等を対象に、適正診断や進路アドバイザー等を行うカウンセリング、再就職のために必要な能力開発講座、さらに民営職業紹介所等の職業紹介機能を活用した就業支援を総合的に行う。	①327人 男性:194人 女性:133人 ②121人 (男性:64人 女性:57人)						A	より多くの求職者を就職に結びつけることが必要であり、今後も引き続き取組を進めていくことが求められる。	産業経済局	
21106	保育士等の資格を持っているが保育士の職につけていない人を対象に、保育施設への再就職につなげるための研修会を実施します。	6	①保育士等就職支援事業(保育士の資格もしくは看護師等の免許を持っていて、現在、保育士の職に就いていない人(潜在保育士)を対象とし保育施設への再就職に繋げるための研修会を実施) ②幼稚園教諭免許状を有する者が保育士資格を取得するための養成校に通っており、資格を取得した場合に修学にかかる費用の1/2を補助している。	①4回 ②1人						A	研修内容を充実させると共に受講者の拡大を図るためさらにPR活動を行い、保育士確保に取り組み。今後も幼稚園教諭免許状を有する者に保育士資格取得を支援することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施に努める。	子ども家庭局	
21107	保育士資格取得予定者等を対象に保育士等就職支援事業を実施します。	7	保育士等就職支援事業(保育士資格取得見込の学生等を対象とした就職説明会)を開催し、待機児童の解消を図るため、保育士等の人材確保に取り組む。	4回						A	引き続き、就職支援説明会などに取り組みとともに、潜在保育士の就職支援交付の周知にも力を入れていく。	子ども家庭局	

柱Ⅱ 女性が活躍しやすい経済社会の実現

施策の方向 1 女性の就業・起業支援  
 具体的政策 (2) 女性起業家等の育成・支援

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度					R6年度
21201	女性の多様な働き方を支援するた め、起業前から起業間もない時期 にある女性を対象に起業に関する セミナーや先輩起業家との交流会 を開催します。	1	創業前から起業間もない時期にある女 性を対象にセミナーや先輩起業家等と の交流会を開催する。	女性創業サポート事業 延べ 参加者数 ※内容は年度ごとに異なる	291人						A	引き続き、起業間もない女性の知識 習得や課題、悩みの解決等を図ると ともに、孤立しがちな女性起業家の ネットワークの形成を支援する。	総務局	
21202	起業など女性の多様な働き方を支 援するため、起業から事業拡大ま での一貫したきめ細かい支援を實 施します。	2	情報通信機能を備えたオフィスとして、 ベンチャー企業への創出・育成を主な目的 として設置された「北九州テレワークセン ター」の管理運営を行う(指定管理業 務)。当該施設にインキュベーションマ ネージャーを配置し、入居企業の育成支 援を実施する。	施設の維持管理及び入居企業 に対する経営支援等を実施。	入居企業 への支援 を実施						B	創業全般に関わる総合相談窓口を 設置し、各支援機関と連携しながら、 入居企業及び来館者(創業相談)へ の支援を実施する。	産業経 済局	
21203	新たに事業を開始しようとする起 業家や起業後間もない企業に対 し、経営に必要な能力を学ぶセミ ナーを開催します。	3	新たに事業を開始しようとする起業家や 創業後間もない企業に対し、経営に必要 な能力を学ぶセミナーを開催する。	実践起業塾等のセミナー ①実施回数 ②参加者数	①4回 ②62人 (うち女 性17人)						B	他の創業支援機関と連携を図り、開 業の準備段階から新規開業、安定 成長に至るまで一貫した支援を行 う。今後も、PR強化を図り、日時や場 所を検討して、受講しやすいついせみナー を実施する。	産業経 済局	
21204	起業など女性の多様な働き方を支 援するため、起業時や起業間もな い方の事業展開に必要な資金の 融資を実施します。	4	開業時や開業後5年未満の方の事業展 開に必要な資金を融資し、中小企業の 事業立上げから事業拡大期までの資金 繰りを支援する。	①融資申込件数 ②貸出実績 ③貸出金額	①208件 (うち女 性34件) ②180件 (うち女 性29件) ③ 690,841 千円(う ち女性 89,390千 円)						B	令和元年7月に行った自己資金要件 の撤廃や、市内に転入して開業する 方、開業と同時に雇用創出する方 を、「開業支援資金」の特別枠に加え る制度改正の周知を引き続き行う。	産業経 済局	
21205	商店街の空き店舗へ出店する方 に賃借料又は改装費の一部を補 助します。	5	・商店街の空き店舗へ出店する方に賃 借料等の一部を補助する。(開業支援事 業、店舗運営事業) ・商店街・市場の組合が空き店舗をコ ミュニティ施設に活用する場合に賃借料 の一部を補助する。(コミュニティ支援事 業)	①開業支援事業・賃借料 ②開業支援事業・改装費 ③店舗運営事業 ④コミュニティ支援事業	①10件(う ち新規7 件) ②8件(う ち新規8 件) ③0件 ④1件						A	単に補助金を交付するだけではな く、出店希望者が具体的な事業内容 を決める前段階から、商店街関係者 とのつながりや専門家による事業計画 策定支援等を行うなど、開業希望者 に丁寧に寄り添う体制を継続する。	産業経 済局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
21206	農林水産業分野における女性の経営参画を促すため、家族経営協定の締結を促進します。	6	認定農業者が家族で申請を行う際、女性の農業参加の機会を確保し、共同経営者となることを促すため、家族経営協定の締結促進を促す。	家族経営協定の件数 52件						B	今後も継続して、女性農業者の経営参画の機会を増やし、担い手の確保へつなげていく。	産業経済局	

柱 II 女性が活躍しやすい経済社会の実現

施策の方向 1 女性の就業・起業支援  
 具体的政策 (3) 女性が働くことに関する相談機能の充実

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度					R6年度
21301	「ウーマンワークカフェ北九州」等で、女性の就業に関する相談を実施します。	1-1	女性の人生設計の相談にキャリアコンサルタントが応じる。	相談件数 ①電話相談 ②面接相談	①91件 ②67件						A	今後、相談対象者の検討を行うとともに、引き続き相談及び支援を行う。	総務局	
	「ウーマンワークカフェ北九州」等 で、女性の就業に関する相談を実施します。	1-2	女性の就職・キャリアアップ・創業などをワンストップで支援する「ウーマンワークカフェ北九州」を運営する。	・平成28年5月「ウーマンワークカフェ北九州」開設 ・マザーズハローワーク(国)、子育て女性就職支援センター(県)、保育士・保育所支援センター、ひとり親就業支援、保育サービスクンセルジュ等(市)が緊密に連携して運営 ①延べ来所者 ②新規利用者 ③就職決定者	①14,332人 ②3,030人 ③891人						A	様々な悩みや課題を抱える利用者にきめ細かい支援を行うため、フォロー体制や支援機関の連携を一層強化し、就労支援等の充実に図る。併せて、SNSの活用や、西部地区の支援強化により、新規利用者の掘り起こしを図る。	総務局	
21302	「若者ワークプラザ」で、就業に関する相談や職業紹介等を行い、若年者の就業の促進に取り組みます。	2	「若者ワークプラザ北九州」及び「若者ワークプラザ北九州・黒崎」において、就業相談やセミナー、職業紹介等の実施により、若年者の就業の促進に取り組む。	①利用者数 ②カフェゼリング延べ利用件数 ③セミナー等受講者数 ④就職決定者数	①14,575人 ②11,486件 ③1,256人 ④1,200人						A	利用者拡大に向けて、市内及び近郊の大学等を訪問し、学生の利用を呼びかけるほか、ウーマンワークカフェ北九州と連携し、子育て世代の女性の利用促進を図る。	産業経済局	
21303	「男女共同参画センター」で、性別による差別的な取扱いなどに関する相談を実施します。	3	子育てや就労をはじめ、男女の心の問題や生き方、性別による差別的扱い、DVなどに関する人権啓発相談についてジェンダーの視点に立ち電話や面接相談に応じる。 臨床心理士やキャリアカウンセラー、男性相談員を配置して、それぞれの専門的立場から相談に応じる。	①ここと生き方の一般相談 ②性別による人権啓発相談 ③女性のための元氣アップ相談 ④男性電話相談 ⑤弁護士による無料法律相談	①1,865件 ②102件 ③156件 ④69件 ⑤90件						A	今後も相談を継続し、必要に応じて関係機関と連携を図るなど、適切に対応する。	総務局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
21304	国や県の労働関係機関等との連携により、労働に関する相談やセミナー等を実施します。	4-1	国や県の労働関係機関等と連携し、結婚や出産等で離職した人を対象に、再就職に向けての心構えや、実際の就職活動に役立つ知識を学ぶセミナー等を実施する。	就職セミナーの実施回数・参加延べ人数 ①ムーブ ②レディスもじ ③レディスやはた	①3回 107人 ②0回 ③1回 10人					B	今後も引き続き関係機関と連携し、ニーズに合わせた事業を行い、就業支援につなげていく。	総務局	
		4-2	①労働相談 ②職場のパワハラ・セクハラ相談会 ③労働トラブル相談会 ④解雇・雇止め集中相談会	①回数 ②相談者数 ③相談者数 ④相談者数	①48回 ②24人 ③10人 ④23人					A	多くの労働者から労働条件やパワハラへの対応、解雇など、多岐に渡る相談が寄せられている。気軽に相談できる場として、引き続き活用していただくとともに、相談会の開催について広く周知を図っていく。	産業経済局	

柱Ⅱ 女性が活躍しやすい経済社会の実現

施策の方向 2 企業における女性の活躍の推進

具体的政策 (1) 女性の活躍推進に向けた企業への意識啓発や情報発信

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
22101	新女性活躍や働き方改革を進めるため、各種セミナーや研修など、様々な企業との接点を通じて、同盟への参加を呼びかけ「北九州イクボス同盟」の加盟企業数の拡大を図ります。	1	各種セミナーや合同会社説明会等での企業への参加呼びかけや、HP、SNS、チラシなど各種広報媒体による同盟のPRを行う。さらに、加盟イクボス同盟の拡大等を行う。	154社						A	「イクボス」や「イクボス同盟」の認知度向上、取組支援の充実を図るなど加盟イクボス同盟をさらに強化し、同盟の拡大を図る。	総務局	
22102	新「北九州イクボス同盟」等において、企業等における女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの先進事例の紹介等を通じ、経営者・管理職の意識改革を図ります。(再掲)	2	No.11101の再掲								No.11101の再掲	総務局	○
22103	男女が共に働きやすい環境づくりなど、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業等を表彰します。 また、受賞者の取組事例をリーフレットやホームページで紹介し、企業等に対して、広く周知します。(再掲)	3	No.11103の再掲								No.11103の再掲	総務局	○

柱 II 女性が活躍しやすい経済社会の実現

施策の方向 2 企業における女性の活躍の推進  
 具体的政策 (2) 企業における女性の活躍の取組支援

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
22201	【北九州イクボス同盟】等において、HP等で先進事例の紹介や、階層別研修会等を実施し、経営者・管理職の意識改革につなげる。	1	「北九州イクボス同盟」等において、HP等で先進事例の紹介や、階層別研修会等を実施し、経営者・管理職の意識改革につなげる。	①2回 ②2回 ③2回						A	引き続き先進事例を紹介するとともに、より多くの人に見てもらえるような媒体を用いた広報を検討する。さらに、研修会等を通して企業の取組支援や意識改革を推進するとともに、より企業が参加しやすいよう形態や日時等の見直しを検討する。また、引き続き、ダイバーシティの推進及びワーク・ライフ・バランスの実現に向けた情報共有等を通じて、ダイバーシティの取組を相互に推進していく。	総務局	
22202	長時間労働の見直し、育児支援制度の充実、女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進など、職場環境の見直しに取り組む事業所を対象に、セミナーの講師やアドバイザー(社会保険労務士)を直接事業所に派遣します。	2	これから女性の活躍に取り組む企業を対象としたセミナーやコンサルティング、企業の女性従業員及び管理監督者等を対象にした各種セミナー等を通じて、市内における女性の活躍の推進を図る。また、誰もがその個性と能力を十分に発揮し、仕事と生活(育児、介護等)の両立ができる環境づくりや、多様な働き方の実現のため、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所を対象に、セミナー講師やアドバイザー(社会保険労務士)を直接企業に派遣するなど、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを推進する企業の取組を支援する。	37回						A	平成28年4月に施行(令和元年5月一部改正)された女性活躍推進法を踏まえ、企業等の多様な働き方が実現できる職場環境づくり等、女性の活躍やワーク・ライフ・バランス推進の取組にさらに働きかけていく。事業の実施にあたっては、より多くの企業の関心を集めるよう効果的なPRを行う。	総務局	
22203	ダイバーシティに取り組んでいる企業の実務担当者同士のネットワークを形成し、交流会や研修会を通じて情報共有等を行います。	3	ダイバーシティに関心を持ち、取組を進めている企業(13社)とのネットワークを形成し、交流会や研修会を通じて情報共有、発信等を行い、ネットワーク参加企業内及び市内企業における女性の活躍やワーク・ライフ・バランス推進等にかかる取組を働きかける。	2回						B	引き続き、ダイバーシティの推進及びワーク・ライフ・バランスの実現に向けた情報共有等を通じて、ダイバーシティの取組を相互に推進していく。	総務局	
22204	公共調達を通じた子育て支援・男女共同参画の推進を目的として、市への業者登録の際に、表紙の受賞など積極的な取組を行った企業に対して、インセンティブを与えます。	4	市の業者登録や公共工事の入札(一部)に係る表彰企業ヘインセンティブを付与する。	物品等供給業者351社 建設工事業者457社						A	評価対象業者数は、前年度より増加しており、ワーク・ライフ・バランス等の進捗に一定の寄与はできていると考ええる。	技術監理局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
22205	工事の総合評価養札方式の評価項目である「子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進の取組」を積極的にを行っている場合、及び、「女性技術者の配置」を行っている場合に加点評価します。	5	工事の総合評価養札方式の評価項目の中で、子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進に関する項目を設定。さらに、平成29年度より、「女性技術者を配置」する場合に評価する項目を追加した。	評価項目	44件					A	評価項目、内容、配点等は、評価状況や社会情勢等を考慮して、必要に応じ、見直し検討を図る。	技術監理局	



柱Ⅲ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

施策の方向 1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現  
 具体的政策 (1) 企業におけるワーク・ライフ・バランス等の取組支援

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
31101	【新】女性活躍や働き方改革を進めるため、各種セミナーや研修会等、様々な企業との接点を通じて、同盟への参加を呼びかけ「北九州イクボス同盟」の加盟企業数の拡大を図ります。(再掲)	1	No.22101の再掲	No.22101の再掲								総務局	○
31102	【新】「北九州イクボス同盟」等において、企業等における女性活躍やワーク・ライフ・バランスの先進事例の紹介等を通じ、経営者・管理職の意識改革を図ります。(再掲)	2	No.11101の再掲	No.11101の再掲								総務局	○
31103	【新】「北九州イクボス同盟」等において、企業の女性従業員や人事担当者等を対象に女性活躍やワーク・ライフ・バランスについてのセミナー等を開催します。(再掲)	3	No.22201の再掲	No.22201の再掲								総務局	○
31104	男女が共に働きやすい環境づくりなど、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業等を表彰します。 また、受賞者の取組事例をリーフレットやホームページで紹介し、企業等に対して、広く周知します。(再掲)	4	No.11103の再掲	No.11103の再掲								総務局	○

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
31105	長時間労働の見直し、育児支援制度の充実、女性活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進など、職場環境の見直しに取り組む事業所を対象に、セミナーの講師やアトハイ業務所に派遣します。(再掲)	5-1	No.22202の再掲	No.22202の再掲								総務局	○
31106	企業、働く人、市民、行政が一体となって組織された「北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会」を推進し、各団体が連携してワーク・ライフ・バランス推進月間(11月)を中心に啓発事業を行います。	6	企業、働く人、市民、行政が一体となって、ワーク・ライフ・バランス推進に取り組み、各団体が連携してワーク・ライフ・バランス推進協議会(北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会)を推進し、各団体が連携してワーク・ライフ・バランス推進月間(11月)を中心に啓発事業を行います。	①関連イベントの告知 ②北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰受賞企業等の取組の周知	①1回 ②4社・者					A	今後も「北九州市女性活躍・ワークライフバランス協議会」を開催し、企業や地域の様々な活動と連携しながら、ワーク・ライフ・バランスを推進していく。	総務局	
31107	ワーク・ライフ・バランスの推進につなげるため、子どもが保護者の職場を見学する「子ども参観日」を市役所・民間企業等で実施します。	7	学校で実施されている「授業参観日」とは逆に、夏休みなどの長期学校休日を利用して、子どもたちが自分の保護者等の職場を見学することで、家庭内や職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進につなげていく取組である「子ども参観日」を市役所、民間企業等で実施する。	①子ども参観日の実施(市役所) ②子ども参観日の実施(民間)	①1回 ②7社					A	市役所においては、人事異動年数を考慮して、3年に1回の開催とするが、開催の際には、働く親の職場見学や、SDGs等市の取組の講演等を通して家庭・職場双方の理解につなげる。民間企業には、より多くの企業に実施してもらえよう、啓発を強化していく。	総務局	
31108	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に取り組む中小企業に対して、事業展開に必要な資金を融資します。	8	北九州市新成長戦略の推進に寄与する事業のうち、市が指定する事業において、認定や評価、表彰、補助金・助成金の交付等を受けた中小企業の事業展開に必要な資金を融資する。	①融資申込件数 ②貸出実績 ③貸出金額	①2件 ②2件 ③145,000千円					B	新成長戦略が終了することに合わせて制度の衣替えを行い、利用頻度増加に向けてPRを行う。	産業経済局	
31109	公共調達を通じた子育て支援・男女共同参画の推進を目的として、市への業者登録の際に、表彰の受賞など積極的な取組を行った企業に対して、インセンティブを与えます。(再掲)	9	No.22204の再掲	No.22204の再掲							No.22204の再掲	技術監理局	○

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
31110	工事の総合評価落札方式の評価項目である「子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進の取組」を積極的にしている場合、及び、「女性技術者の配置」を行っている場合に加点評価します。(再掲)	10	No.22205の再掲	No.22205の再掲								技術監理局	○

柱Ⅲ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

施策の方向 1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現  
 具体的政策 (2) 市役所におけるワーク・ライフ・バランス等の推進

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
31201	「北九州市職員女性活躍・ワークライフ・バランス推進プログラム」に基づき、市役所職員のワークライフ・バランスの実現及び健康増進を図るため、業務の効率化による生産性の向上、時間外勤務の削減、柔軟な働き方の実現等に取り組めます。	1	「北九州市職員女性活躍・ワークライフ・バランス推進プログラム」(R1～5年度)に基づき、職場単位で、民間コンサルタントを活用したワーク・ライフ・バランス実現のための研修を実施する。	働き方見直し実践部署コンサルティングの実施 3部署(新規)						A	限られた人員の中で最大限の効果をあげるとともに、職員のワークライフ・バランスの推進、健康増進を図っていくため、今後も継続して「北九州市職員女性活躍・ワークライフ・バランス推進プログラム」に基づき、職員のワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組を実施する。	総務局	
31202	新管理職のイクボス実践により、職場風土を改革し、ワークライフ・バランスの実現を図るほか、両立支援制度の周知及び取得促進に向けた啓発を実施します。	2	仕事と生活の両方が充実した働きがいのある組織風土の醸成のため、イクボスの研修を実施する。また、イクボス実践のノウハウを共有するため、部下がイクボス実践ができている管理職を推薦する市職員イクボス表彰の表彰者の実践例と、子育てや介護と仕事の両立に関する情報等を女性活躍・WLB応援サイトに掲載するなどとして、両立支援制度等の周知を実施する。	①新任課長向けイクボス研修の実施 ②イクボス実践例の紹介 ③女性活躍・WLB応援サイトへの掲載	①1回 ②8名 ③実施					A	仕事と生活の両方を充実させた働きがいのある組織とするためには、管理職のマネジメント力の向上が非常に重要であることから、今後も継続して、イクボスの推進に係る及び両立支援制度の周知及び取得促進に向けた取組を実施する。	総務局	
31203	新男性職員が育児に積極的に参加することを通して、男性自身の働き方を見直すきっかけとなるほか、職場全体の業務の改善等にもつながるため、男性職員の育児休業の取得を促進します。	3	イクボスの推進や子どもが生まれる予定の男性職員と管理監督者との「パパ職員・イクボス面談」の実施を通して育児参加しやすい職場風土の醸成を図り、男性職員の育児参加を促進する。	①パパ職員・イクボス面談実施に向けた説明会の実施 ②新任課長向けイクボス研修の実施 ③新任係長向けプレイクボス研修の実施	①6回 ②1回 ③3回					A	男性が育児や家事に参画することには、女性活躍に資するだけでなく、マネジメント力の向上や多様な経験を通じて視野を広げることにつながる等、男性自身のキャリア形成等にも重要であることから、男性育児取得促進と合わせて、男性の家庭活躍に資する研修を充実させる。	総務局	
31204	新多様で柔軟な働き方の実現を通して、仕事と家庭の両立を支援するため、テレワークの活用を推進します。	4	情報通信技術を活用した柔軟な働き方の整備を行うため、テレワークの試行実施等を実施する。	職場単位でのテレワーク試行実施	11部署					A	職員が安心して職務に邁進するためには、仕事と生活を両立できる支援制度を十分に活用できる組織風土であることが欠かせないことから、テレワークの本格実施に向けたモバイル端末の整備を進めるなど、今後も、情報通信技術を活用した柔軟な働き方の実現に資する取組を実施する。	総務局	
31205	職員への階層別研修等において、ワーク・ライフ・バランスの意義、必要性を学ぶ研修を実施します。	5	職員への階層別研修等において、ワーク・ライフ・バランスの意義、必要性について講義を実施する。	①新規採用職員研修 ②新任係長向けプレイクボス研修 ③新任課長向けイクボス研修	①1回 ②3回 ③3回					A	職員が育児や介護等のライフスタイルの変化に応じて柔軟な働き方を選択し、いきいきと働きがいをもって活躍できる職場を目指すため、今後も継続して、職員への階層別研修等において、ワーク・ライフ・バランスの意義、必要性を学ぶ研修を実施する。	総務局	

柱Ⅲ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

施策の方向 1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現  
 具体的政策 (3) 地域活動やボランティア等への参画促進

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
31301	市民センターで、地域の特色を生かした講座や市民の学びのニーズに合った内容の講座を企画・実施し、市民に多様な学習機会を提供します。	1	市民センターでは、時事問題や地域課題の解決を目指す講座、社会貢献活動につながる講座、生きがいづくりを目指す講座など、地域の特色を生かした講座、市民の学びのニーズに合った内容の講座を企画・実施し、市民に多様な学習機会を提供する。	①生涯学習市民講座参加者数 ②生涯学習市民講座数	124,765人 899講座					A	地域課題や現代的課題(社会的課題)等の解決を目指す講座の開催の増やす必要があり、講座の受講生のうちから新たに地域活動をリードする人材を発掘していく必要がある。	市民文化入館センター局	
31302	NPO・市民活動への参加を促進するため、「市民活動サポートセンター」を拠点として、市民活動団体の活動支援や育成などを行います。	2	NPO・市民活動に関する相談の受付、情報提供、ネットワークづくりを行う。	①NPO市民講演会参加者数 ②NPO入門セミナー参加者数 ③NPO活動発表会開催回数 ④税務相談開催回数 ⑤入門説明会開催回数	①60名 ②96名 ③11回 ④20回 ⑤15回					A	市民活動を促進する講座の実施や情報提供の充実を図っていく。	市民文化入館センター局	
31303	退職などをきっかけに地域活動等への参画を支援するため、「生涯現役夢追塾」を開催します。	3	これから高齢期を迎える世代を中心に、今まで培ってきた技術や経験、能力や人脈を活かしながら、退職後も生涯現役として社会貢献活動や経済活動などの担い手として活躍していく人材を発掘、育成する。	入塾者数	22人					A	今後も生涯学習を通じた生きがいづくりの場、地域活動を担う人材育成の場としての取組を継続する必要がある。	保健福祉局	
31304	高齢者の教養、健康、趣味、レクリエーション等の生きがいや健康づくりを促進し、地域活動を担う高齢者の人材育成を図る。 【実施状況】 ①事業開始 周望学舎:昭和54年度、穴生学舎:平成6年度 ②対象者 市内在住の60歳以上の市民 ③講座内容 各学舎15コース(一般コース11、実技コース4) ④定員 周望学舎:546人、穴生学舎:504人 ⑤受講料 年間24,000円	4	高齢者の教養、健康、趣味、レクリエーション等の生きがいや健康づくりを促進し、地域活動を担う高齢者の人材育成を図る。 【実施状況】 ①事業開始 周望学舎:昭和54年度、穴生学舎:平成6年度 ②対象者 市内在住の60歳以上の市民 ③講座内容 各学舎15コース(一般コース11、実技コース4) ④定員 周望学舎:546人、穴生学舎:504人 ⑤受講料 年間24,000円	活動実績 ①受講者数 ②延利用者数	①955人 ②61,508人					A	今後も情報企画力、問題発見力等を養う講座を通して地域貢献活動、社会貢献活動を担う人材育成に取り組む必要がある。	保健福祉局	
31305	「いきがい活動ステーション」で高齢者の参加しやすいボランティア・生涯学習情報等の収集・提供等を実施します。	5	①高齢者の参加しやすいボランティア・生涯学習情報等の収集・提供 ②福祉施設等に働きかけ、高齢者ボランティアの受け入れを促進 ③関係機関との連絡、調整 ④「いきがい活動ステーション」の運営	活動実績 ①ボランティア等の募集情報 ②ステーション利用者数 ③HP・Facebook利用件数 ④メディア露出件数 ⑤マッチングを行った件数 ⑥活動に繋がった件数 ⑦講座・サロン実施数 ⑧体験活動実施数	①112件 ②3,698人 ③19,655件 ④20件 ⑤87件 ⑥36件 ⑦50件 ⑧23件					A	高齢者の社会参加やいきがいづくりを促進するため、今後も高齢者の参加しやすいボランティア活動、生涯学習、仲間づくり情報などの収集や情報提供などに取り組む必要がある。	保健福祉局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度					R6年度
31306	高齢者のボランティア活動や地域活動への参加を促進するため、北九州市社会福祉協議会において、ボランティアの活動支援や育成などをを行います。	6	地域福祉の振興を図り、ボランティア活動に対する市民の理解と活動への参加促進を図ることを目的に、北九州市社会福祉協議会において、ボランティアの育成、コーディネート、活動支援、関係機関との連携による情報収集・発信等のボランティア活動支援を行う。	①ボランティア登録団体数 ②ボランティア登録人数 ③ボランティアに関する相談件数	①669団体 ②22,858人 ③31,039件						A	地域包括ケアシステムの構築や、多様化する地域のニーズに対応するため、地域の生活支援力の強化に取組み、関係機関・団体との協働による情報提供やコーディネート等、より効率的な活動支援を図っていく。	保健福祉局	
31307	65歳以上の高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合にポイントを付与し、貯まったポイントを寄付することができる「介護支援ボランティア事業」を実施します。	7	65歳以上の高齢者が特別養護老人ホームなどの介護保険施設等でボランティア活動を行った場合にポイントを付与し、貯まったポイントを換金又は寄付することができる事業を実施する。	①介護支援ボランティア登録者数 ②受入施設登録数	①2,118人 ②392件						B	今後も登録者、受入施設の増加等に向けた取組みを行う。	保健福祉局	
31308	小・中学校特別支援学級合同スポーツ大会において、高齢者のボランティアに審判を依頼し、児童生徒との交流を図ります。	8	小学校特別支援学級合同スポーツ大会「風船ハレーボール大会」の審判ボランティアとして「風船ハレーボール大会」普及ボランティアやまびこ」の年長者に参加してもらい、学校職員及び児童との交流を図る。	区毎のボランティア参加人数	門司区7名 八幡西区19名 ※他区はボランティアなし。						B	各区ごとに大会を企画し、ボランティア団体に協力を得て実施する。	教育委員会	

柱Ⅲ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

施策の方向 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実  
 具体的政策 (1) 子育て環境の整備、充実

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度					R6年度
32101	待機児童の解消を図るため、地域 の保育需要の推移を踏まえて、保 育所の整備を実施します。	1	保育所入所児童数や地域の保育需要 の推移を踏まえ、年間を通じた待機児童 の解消を図るため、保育所が不足する 地域の民間保育所の新設及び老朽改 築にあわせた定員増を行う。	①入所定員の拡大 ②既存保育所の増改築等 ③新規保育所の開設	①139人 ②2箇所 ③0箇所						A	一部地区では、年度途中から待機児 童が生じており、更なる入所定員の 拡大に向けて、「元氣発進!子ども プラン(第3次計画)」に基づき、老朽 改築に合わせ定員増を行うなどによ り、保育の受け皿の拡充を行う。	子ども 家庭局	
32102	様々な保育ニーズに対応するた め、病児保育や延長保育などの保 育サービスを実施します。	2	①特別保育事業 保護者の就労形態の多様化等に対応す るための延長保育や保護者のパート就 労や冠婚葬祭等の理由により、一時的 な保育所での保育、休日に子どもを預か る保育などを実施する。 ②病児保育 病児保育の利用状況や保護者ニーズを 踏まえながら、医療機関併設型の病児 保育を実施する。また、ノンフレットの配 布やモノレールを駆へのポスター掲示 等の広報を行い、利用促進を図る。	①特別保育等利用児童数 ・延長保育 ・夜間保育 ・休日保育 ②病児保育施設数	① ・15,029 人/年 ・578人/ 年 ・2,084人 /年 ②12箇所						A	①特別保育事業 利用者の動向を踏まえながら事業 を継続する。 ②病児保育 令和6年度末までに2施設の新規開 設を行い、計14施設での事業拡大を 目指す。	子ども 家庭局	
32103	児童の放課後の安全確保と保護 者の仕事と子育ての両立支援のた め、放課後児童クラブの施設整備 や利用内容の充実を図ります。	3	市民ニーズに応えられる放課後児童ク ラブの運営内容を確認するため、運営団 体に対する研修会の実施、開設時間の 標準化の推進等により、運営体制の充 実を図る。また、児童への対応を充実さ せるため、適切な支援員等の数を配置 するとともに、研修の充実、支援員等相 互の交流や情報交換、特別な配慮を要 する児童などの対応を支援するための 臨床心理士等の巡回派遣を行い、支援 員等の資質向上を図る。	①クラブ登録児童数 ②施設整備クラブ数 ③施設整備心理士等派遣回数	①12,575 人 ②10ヶ所 ③延べ 293回						B	放課後児童クラブの運営体制を充実 させるため、施設整備やクラブによる 自己評価を行う。 また、児童への対応について、支援 員等への研修内容の充実、臨床心 理士等の巡回派遣による特別な配 慮を要する児童への支援を行う。	子ども 家庭局	
32104	仕事の都合や子どもが軽い病気 のときに、ボランティア組織「ほつと 子育てふれあいセンター」の委員 間で子どもが預かりや送り迎えなど、 子育て支援サービスを実施しま す。	4	仕事の都合や子どもが軽い病気の時 に、ボランティア組織「ほつと子育て ふれあいセンター」の委員間で子どもが預か りや送り迎えなど、子育て支援サービ スの充実を図る。	(1)会員数 ①提供会員人数 ②向方会員人数 ③依頼会員人数 ④合計人数 (2)活動件数	(1)会員 数 ①639人 ②184人 ③2,506 人 ④3,329 人 (2)活動 件数 7,569件						A	身近な地域における子育てを支える ネットワークづくりなど、地域社会全 体で子育てを支援する環境づくりを 進める。また、子育て家庭の状況に 応じて、必要な人に必要な経済的支 援を適切に行う環境づくりを進める。	子ども 家庭局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度					R6年度
32105	乳幼児を持つ保護者の子育てへの不安を軽減するため、親子が気軽に集い、交流、情報交換、育児相談等ができる「親子ふれあいルーム」を区役所や児童館などで運営します。	5	乳幼児を持つ保護者の子育てへの不安を軽減するため、親子が気軽に集い、交流、情報交換、育児相談等ができるスペースを既存の公共施設を活用しながら、区役所や児童館などで運営する。	親子ふれあいルーム利用者数(保護者)	24,377人						B	親子ふれあいルームの質の向上や更なる利用促進を図っていくため、効果的なスタッフ研修を行うとともに、地域との更なる連携を推進するなど、魅力あるルームの運営に取り組む。 新型コロナウイルス感染症対策として、検温や使用した玩具等の消毒を徹底していく。	子ども家庭局	
32106	区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度の適用や関係機関へつなぐ等それぞれの相談内容に応じた支援を行います。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施します。	6	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげる。	相談件数	81,681件						A	各区の子ども・家庭相談コーナーの相談員が、家庭と子どもに関するあらゆる相談に対応し引き続き、関係機関と連携しながら、相談者ひとり一人の不安や負担感の軽減を図る。	子ども家庭局	
32107	「子育て支援サロン”びあちえーれ”」で、子どもを持つ親の子育てや就労、生活等についての相談に応じます。	7	①子育てに関する相談事業 ②育児講座の開催	①子育てに関する相談件数 ②育児講座年間実施数	①1,034件 ②10回						A	今後子育て相談に対応する体制を整え、関係機関との連携もさらに深め、情報収集を行いながら、子育て支援の充実を図る。	子ども家庭局	
32108	子どもの成長に応じた情報を手軽に入手できるよう情報誌「北九州」市「子育て情報」やホームページ「子育てマップ北九州」により情報提供します。	8	子育て中の人が、子どもの成長に応じた情報をタイムリーに、かつ手軽に入手できるよう、「子育て情報」の内容の充実を図るとともに、ホームページ「子育てマップ北九州」を活用した情報提供を行い、必要とされる子育てに関する情報が、市民に届くように取り組む。	①「子育て情報」発行数 ②「子育てマップ北九州」アクセス数	①58,752件						A	今後より多くの方々に活用していただけるよう、「子育て情報」及びホームページ「子育てマップ北九州」の内容充実に努める。	子ども家庭局	
32109	乳幼児を持つ保護者が外出した際、授乳やおむつ替えができる施設を、「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを行います。	9	官民が協力して、乳幼児を持つ保護者が外出した際、授乳やおむつ替えができる施設を、「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを行う。	赤ちゃんの駅の年度未登録施設数	459施設						A	引き続き新規登録施設数の拡大を進める。	子ども家庭局	
32110	家族・企業・地域全体が協働で子育てを支援する意識の醸成を図るために、「わらべの日」(子育て支援の日)事業を実施します。	10	中学生以下の子どもを連れられた家族や団体等が、協力施設・店舗を利用すると、割引やサービスを受けられることのできる「わらべの日」(毎月第二日曜日)を設け、子どもと親がふれあう機会を拡大し、家族・企業・地域全体が協働で子育てを支援する意識の醸成を図る。 ※指定管理者の事業として実施する。	わらべの日の年度未登録施設数	286施設						B	登録施設数の増加を図るため、店舗・企業の協力のもと実施する事業であり、いかにして協力を得るか、具体的な方策を検討する必要がある。引き続き、指定管理者と協議しながら登録施設の拡大に努める。	子ども家庭局	



柱Ⅲ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

施策の方向 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実

具体的政策 (2) ひとり親家庭への支援

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
32201	ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図るため、「母子・父子福祉センター」において、各種相談の受付、就業のために必要な知識や技能を習得するための講座等を実施します。	1	ひとり親家庭や寡婦の生活上の悩みや相談を受けたり、仕事のために必要な知識や技能を身につけるための講座等を無料で実施する。その他各種研修や催し等を行い、ひとり親家庭等の生活の安定、福祉の向上を目指す。	母子・父子福祉センター利用者数 10,446人						A	子ども家庭局	
32202	ひとり親家庭の親の就業を促進し、自立を支援するため、就職に有利で、生活の安定につながる資格の取得を促進するために支給する「高等職業訓練促進給付金」、就職につなげる能力開発のための教育訓練講座の受講料を助成する「自立支援教育訓練給付金」等の利用を促進します。	2	ひとり親家庭の親の就業を促進し、自立を支援するため、就職に有利で、生活の安定につながる資格の取得を促進するために支給する「高等職業訓練促進給付金」、就職につなげる能力開発のための教育訓練講座の受講料を助成する「自立支援教育訓練給付金」等の利用を促進します。	受給者数 164人						A	子ども家庭局	
32203	ひとり親家庭等の経済的自立を促進するため、就学や技能習得などのための各種資金を貸し付けます。	3	ひとり親家庭の経済的自立の促進と生活意欲の向上を図り、あわせてその扶養している児童(子)の福祉を増進するため、修学や技能習得などのための各種資金を貸し付けるとともに、その利用を促進する。	貸付件数 67件						A	子ども家庭局	
32204	ひとり親家庭等に対して、疾病等により一時的に日常生活に支障が生じた場合に支援金を派遣し、家事や保育等の支援を行います。	4	ひとり親家庭や寡婦の生活の安定を図るため、就学等の自立促進に必要な事由や疾病等の事由により一時的に生活援助や保育サービスが必要などとき、生活を支える家庭生活支援員を派遣して、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。	派遣件数 515件						A	子ども家庭局	
32205	市営住宅の入居者募集において、優先的に母子・父子世帯に対し、優先的な入居の取り扱いを行います。	5	市営住宅の定期募集において、一般募集(抽選)とは別枠で、母子・父子世帯に対し、住宅困窮者募集(点数選考)枠を確保することにより、一般世帯に比べ、優先的な入居の取扱いをする。	①実施戸数 115戸 ②応募件数 320件						A	建築都市局	

柱Ⅲ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

施策の方向 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実

具体的政策 (3) 高齢者・障害者等の支援の充実

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度					R6年度
32301	認知症に対する理解を深めたため、企業等の従業員に対して「認知症サポーター養成講座」を実施します。	1	企業等の事業者に対して、従業員に対する認知症サポーター養成講座の実施について積極的な働きかけを実施する。	認知症サポーター講座参加者数	6,904人						B	令和2年度10万人養成を目標に今後企業等の事業者に対して、認知症について学ぶ機会づくりを働きかけしていく。	保健福祉局	
32302	仕事と介護の両立を支援するため、地域包括支援センターで情報提供を行います。	2	企業等の事業者に対する、仕事と介護の両立への一層の理解と働きかけ(地域包括支援センターでの情報提供)を実施する。	①地域における啓発 ②地域包括支援センターの相談件数	①70,036人 ②211,522件						B	仕事と介護の両立へ働きかけるため、介護負担や不安を抱える人に対する地域包括支援センターの周知、啓発が課題である。地域関係者等だけでなく、より早く適切な支援につなぐために、産業経済局等の他部署とも連携も図りながら、一層PR活動を強化していくとともに、より身近な相談窓口として、まちかど介護相談室のPRも併せて行う。	保健福祉局	
3-1	障害のある人のための在宅サービス「ホームヘルプサービス」、「短期入所」、「生活介護」、「訪問入浴サービス」などを実施する。	3-1	障害のある人のための在宅サービス「ホームヘルプサービス」、「短期入所」、「生活介護」、「訪問入浴サービス」などを実施する。	①居宅系 ②移動支援 ③生活介護 ④短期入所 ⑤日帰りショート ⑥訪問入浴サービス	①2,022人/月 ②86,476時間/年 ③2,915人/月 ④580人/月 ⑤137人/月 ⑥23人/月						A	①③④⑥→今後とも、サービス提供体制の充実や利用者への適切なサービス利用の決定等に努める。 ②→利用者のニーズ把握や国の動向に注視して、事業の充実を図る。 ⑤→今後も委託事業者の増加を図る等、利用者の増加に向けた取り組みを行う。	保健福祉局	
3-2	高齢者が住み慣れた地域で、能力に応じて自立した日常生活をいとなむことが出来るよう、訪問介護・通所介護などの在宅サービス・地域密着型サービスの提供を行う。	3-2	高齢者が住み慣れた地域で、能力に応じて自立した日常生活をいとなむことが出来るよう、訪問介護・通所介護などの在宅サービス・地域密着型サービスの提供を行う。	居宅サービス利用者数(実人数)・・・人/月	32,743人						B	安定した在宅サービスを供給するため、北九州市いきいき長寿プランに沿った支援を行う。	保健福祉局	
32303	高齢者や障害のある人及びその家族に対する支援のため、訪問介護・通所介護などの介護保険サービスや居宅介護・生活介護などの障害福祉サービスを実施します。	3-3	高齢者や障害者に対する家事支援として、企業や市民のボランティアが自宅に向向いて、簡単な力仕事などを行う。	①ボランティア登録者数 ②申込件数 ③実施件数	①282人 ②29件 ③21件						B	関係機関等の連携を通して、周知を積極的に行い、ボランティアと利用者の確保を図る。また、多様化する地域のニーズ解決に向けた地域の生活支援力の向上に努める。	保健福祉局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
32304	介護する家族を支援するため、家族が抱える不安や悩みなどを打ち明けられる家族交流会や、コールセンターでの相談事業を実施します。	3-4	高齢者や障害のある人及びその家族に対する介護支援などのサービスの充実を図る。	・介護サービス従事者研修事業 ①開催回数 ②受講者数 ・介護サービス相談員派遣事業 ③派遣施設・事業所数 ④派遣回数	①55回 ②1,974人 ③100ヶ所 ④1,314回					B	保健福祉局	
32305	介護する家族を支援するため、家族が抱える不安や悩みなどを打ち明けられる家族交流会や、コールセンターでの相談事業を実施します。	3-5	介護や福祉用具に関する知識・技術の普及を図るための講座や研修会等を実施する。	介護・福祉用具に関する講座及び研修 ①開催回数 ②受講者数	①92回 ②1,274人					B	保健福祉局	
32306	介護する家族を支援するため、家族が抱える不安や悩みなどを打ち明けられる家族交流会や、コールセンターでの相談事業を実施します。	4	介護家族の支援のため、家族交流会やコールセンターを通じた悩み事への相談対応、認知症等により見守りが必要な高齢者を介護する家族への支援のため、ボランティア等による訪問事業を実施する。	①高齢者見守りサポーター派遣 ②認知症介護家族交流会事業 ③若年性認知症介護家族交流会事業 ④認知症コールセンター事業	①実利用者数13人 延べ利用回数150回 ②開催回数5回 参加者数44人 ③開催回数6回 参加者数64人 ④相談件数196回					B	保健福祉局	今後も介護家族支援を行っていく。
32307	障害のある人に対して、「障害者基幹相談支援センター」等で相談や情報提供を行います。	5	「障害者基幹相談支援センター」等における自立生活等のための相談及び情報提供を行う。	相談件数	24,387					B	保健福祉局	引き続き、訪問支援(アウトリーチ)など丁寧な相談支援方法をとることにより、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする。
32308	地域包括支援センターを中心に官民協働による相談体制の拡充を図り、高齢者や障害のある人及びその家族にとってより身近な総合相談体制を構築します。	6	高齢者や障害のある人及びその家族に対する介護支援などのサービスの充実を図る。(地域包括支援センターを中心とした総合相談体制の構築)	地域包括支援センターの利用状況 ①来所 ②訪問 ③電話 ④計	①18,748件 ②51,283件 ③136,469件 ④206,500件					B	保健福祉局	複合的な問題(認知症、精神疾患、身寄りがない等)が重なった状態を抱える問題等、相談内容が長期化する傾向は続いている。適切なサービス提供のために関係機関との連携を強化するとともに、地域ケア会議や研修を充実させ、地域包括支援センター職員のスキルアップを図る。また、「まちかど介護相談室」を活用し、課題の早期発見に努めるとともに、高齢者だけでなくタフルケア問題やヤングケアラー等にも対応するために幅広い年代に地域包括支援センターのPRを行う。

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度					R6年度
32307	「高齢者就業支援センター」と「シニア・ハローワーク戸畑」が連携し、高齢者の多様なニーズに応じた転職や再就職を支援します。	7	センター内に併設の関連機関と連携し、生活設計から職業紹介・人材派遣まで多様なニーズにワンストップで応じ、年金等に関するセミナーを実施する。	【高齢者就業支援センター】 ①延利用者数 ②就職決定者数 ③セミナー参加者数	①12,916人 ②1,185人 ③867人						A	引き続き、高齢者就業支援センターとシニア・ハローワーク戸畑が連携し、「シニア・ハローワーク」として効率的・効果的なマッチングを図り、中高年齢者の就業支援を行う。	産業経済局	
32308	「北九州市シルバーク人材センター」において、高齢者に臨時・短期的な就業を提供することにより、高齢者の生きがいづくりや地域社会への参加を促進します。	8	高齢者に臨時・短期的な就業を提供している「北九州市シルバーク人材センター」(H24.4.1公益社団法人化)を支援し、就業を通じた高齢者の生きがいづくりや地域社会への参加を促進する。	【シルバーク人材センター】 ④会員数 ⑤就業延人員数	④2,944人(男性:1,885人 女性:1,059人) ⑤184,154人						A	高齢者の雇用情勢は依然として厳しく、年金支給開始年齢の引き上げに伴い、就業希望者の増加が予想される。引き続き、シルバーク人材センターへの支援について取り組みを進めていく。	産業経済局	
32309	「北九州障害者しごとサポートセンター」で、就労を希望する障害のある人の就労を支援します。	9	就労を希望する障害のある人が、可能な限り様々な場における就労の機会が得られるよう、国と県で設置している「北九州障害者就業・生活支援センター」に加え、市独自で「北九州市障害者就労支援センター」を設置し、2つのセンターが北九州障害者しごとサポートセンターの名称のもと、北九州地区における就労支援の拠点として一体的に活動している。(平成19年開設。場所:戸畑区夕井1-6フェルとぼた2階)	①相談・支援件数 ②新報登録者数 ③就職件数 ④職場訪問による定着支援件数	①9,280人 ②149人 ③94人 ④1,178人						A	障害者雇用促進法の改正により、平成30年度から民間企業の法定雇用率が2.0%から2.2%に引き上げられ、今後も令和3年4月になる前までに0.1%の引き上げが予定されていることから、今後も障害者しごとサポートセンターを拠点として関係機関との連携のもと、さらなる取組を進めていく。	保健福祉局	

柱Ⅳ 男女共同参画意識が浸透した社会の実現

施策の方向 1 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進  
 具体的政策 (1) 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた広報啓発

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
41101	地域等における男女共同参画意識の浸透を目指して、「男女共同参画フォーラムin北九州」等の啓発事業を実施します。	1	男女共同参画フォーラムin北九州の開催支援など、「北九州市女性団体連絡会議」との連携・協働及び活動支援をする。	男女共同参画フォーラム ①実施回数 ②参加者数	①37回 ②3,056人							総務局	
41102	あらゆる分野において男女共同参画意識が浸透し、実感できる社会を目指して、男女共同参画に関する講座を実施します。	2	地域、企業、女性団体等と連携しながら広報・啓発を推進する。	男女共同参画講座実施回数・参加延べ人数 ①ムーブ(男女共同参画講座・おここのライブ・キヤリア形成)②レディスもじ(男女共同参画講演会・映画祭) ③レディスやはた(ジェンダーワークショップ・記念講演会・映画祭)	①9回 1,411人 ②4講座 260人 ③11講座 376人					A	受講生のアンケートや社会情勢の変化を踏まえて、より充実した事業実施に努める。	総務局	
41103	地域等における男女共同参画意識の浸透を目指して、市民センターの講座で、男女共同参画に関する講座等を実施します。	3	市民センターでは、時事問題や地域課題の解決を目指す講座、社会貢献活動につながる講座、生きがいづくりを目指す講座など、地域の特色を生かした講座、市民の学びのニーズに合った内容の講座を企画・実施し、市民に多様な学習機会を提供する。	①生涯学習市民講座参加者数 ②生涯学習市民講座数	①124,765人 ②899講座					A	地域課題や現代的課題(社会的課題)等の解決を目指す講座の開催を増やす必要があり、講座の受講生のうち新たに地域活動をリードする人材を発掘していく必要がある。	市民文化スポーツ局	
41104	家庭などにおける男女共同参画意識の浸透を目指して、「家庭教育学級」において、男女共同参画に関する講座等を実施します。	4	家庭教育学級は、親などが家庭で子どもへの教育をする心構えや、子どもとの接し方、教育上の留意点など、家庭教育上の問題を相互学習の中で勉強するもの。子どもの健全な成長、人格の形成にどうして家庭教育は重要な意義を持っており、家庭教育の振興の一環として学級を開設する。市立幼稚園、小・中・特別支援学校は、学校毎に開設し、市民センターで実施。直営保育所は各保育所で実施する。私立幼稚園・保育所については、各連盟に委託し、各園にて実施する。	家庭教育学級開設数	319箇所					A	核家族世帯や共働き世帯の増加等、子どもや家族を取り巻く環境が大きく変化しているため、今後、市民センターが後となって、家庭・地域・学校が連携する仕組みを充実させる必要がある。	市民文化スポーツ局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
41105	様々な人権課題のひとつとして、人権講演会やラジオ、広報紙等による人権啓発事業で、女性の人権問題等に関するテーマを取り上げます。	5	人権を考えるラジオ番組「明日への伝言板」を制作・放送する。	①放送期間 ②放送局 ③「女性の人権」を取り上げたシンポジウムと放送回数 ④ホームページの開設 ⑤シンポジウム・CD、紙芝居DVDの政策と市内の学校や市民センターへの配布、市民への貸し出し等 ⑥youtubeに公開	令和元年10月21日から令和2年3月8日 ①CROSSF Mラジオ、KBCラジオ ②シンポジウム、RKBLラジオ ③3本のシンポジウムを各4回放送 ④実施 ⑤実施 ⑥実施						番組ホームページにアーカイブ機能をつけ、シンポジウムを公開するとともに、放送されたシンポジウムはYouTubeでの視聴も可能にすることにより、視聴者層の拡大を図る。また「女性の人権」をテーマにしたシンポジウムを継続して採用していく。	保健福祉局	
41106	市民が人権問題について正しい理解と認識を深めることができるよう、市民センターを主体として人権学習を行うなかで、女性の人権問題を取り上げるもの。近隣の地域が抱える、暮らしの中の身近な問題を扱うなど、各センターの自主性に委ねられているため、「女性の人権問題」に限定はできない。	6	市民が人権問題について正しい理解と認識を深めることができるよう、市民センターを中心として人権学習を行うなかで、女性の人権問題を取り上げるもの。近隣の地域が抱える、暮らしの中の身近な問題を扱うなど、各センターの自主性に委ねられているため、「女性の人権問題」に限定はできない。	①人権市民講座 実施回数(うち女性の人権を取り上げた回数) ②家庭教育学級 実施回数(うち女性の人権を取り上げた回数) ③PTA自主講座 実施回数(うち女性の人権を取り上げた回数) 参加者数	①299回(81回) 13,830人 ②490回(100回) 11,724人 ③7回(0回) 228人 ※数値は全て延べ数						今後も「女性」のみならず、「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」など、様々な人権問題の中から地域課題に即したテーマを取り上げ、人権講座を実施していく。	教育委員会	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
41107	SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向け、「持続可能な開発のための教育(ESD)」を「北九州ESD協議会」を中心に、市民、企業、大学等と連携しながら推進します。	7	持続可能な社会の構築を図るため、国連などの世界規模で進められている「持続可能な開発のための教育(ESD)」を、北九州ESD協議会を中心に、市民、企業、大学等と連携しながら推進する。	①「ESDの10年」最終年に関する開催された「ESDに関するユネスコ世界会議」への参加、九州ESDの提言を発信【H26】 ②北九州ESDアクションプランの策定【H27】 ③新活動体制の整備【H28～】 ④市民センター館長等研修【H24～】 ⑤受講者数 ⑥まなびとESDステーションにおける大学生を中心とした地域課題解決のための取組み ⑦地域の活動者を講師とした「まなびと講座」の実施【H28～】 ⑧開催 ⑨実施回数 ⑩企業向けESD研修の実施【H27～】 ⑪九州・四国・中国地方の高校生を対象とした「マイプロジェクト」の開催【H27～】	①- ②- ③- ④72名 ⑤実施 ⑥- ⑦4回 (217名) ⑧開催						今後も、北九州ESD協議会を中心に、SDGs実現に向けた更なるESDの普及に取り組む。既存の市民活動に「ESDの視点で考える」という意識醸成や実践を促し、活動の質の向上を図る。企業への更なる普及推進、新たなステークホルダーの参画に向けた取組みを実施する。「北九州ESDアクションプラン」の期間満了に伴い、これまでの活動の成果と課題等を踏まえ、次期アクションプランを策定する。	環境局	
41108	「男女共同参画センター」において、情報誌やホームページなどで男女共同参画に関する様々な情報を発信します。	8	ホームページやフェイスブック、グループメールで施設情報や講座、事業等の最新情報を迅速かつ広範囲に配信する。	①ホームページアクセス数 ②フェイスブックリーチ数 ③ホームページ登録者数	①227,510件 ②17,078件 ③374人					情報誌で、施設情報や講座、事業等の情報に加え、男女共同参画に関する様々な記事、寄稿文、書籍に関する情報を発信する。ホームページ、フェイスブック、ホームページ、最新の情報を随時提供、発信する。	総務局		
41109	本市における男女共同参画や女性活躍に関する市民の意識や課題等を把握するため、調査を実施します。	9	「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施する。	-						5年に一度の実施予定であり、次は令和4年度	総務局		
41110	第4次基本計画に掲げる施策の実施状況把握するため、報告書を作成します。	10	第4次基本計画に掲げる施策の実施状況について、関係各課に調査を行い、報告書を作成し、公表する。	実施						A	引き続き実施状況報告書の作成及び公表を行う。	総務局	

柱IV 男女共同参画意識が浸透した社会の実現

施策の方向 1 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進

具体的政策 (2) 男女共同参画の啓発を進める市民団体等への活動支援

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度				
41201	「男女共同参画フォーラムin北九州」等の開催支援など、地域での広報・啓発事業を実施する。「北九州市女性団体連絡会議」の活動を支援します。	1	男女共同参画フォーラムin北九州の開催支援など、「北九州市女性団体連絡会議」との連携・協働及び活動支援をする。	男女共同参画フォーラム ①実施回数 ②参加者数	①37回 ②3,056人					総務局		
41202	地域で男女共同参画に取り組んでいるNPOなどの団体と協力し、地域における「男女共同参画」に関する広報啓発事業を実施します。	2	地域で男女共同参画に取り組んでいるNPOなどの団体と協力し、地域における「男女共同参画」に関する広報啓発事業を実施する。	地域における広報啓発事業 ①実施回数 ②参加者数	①28回 ②1,118人					総務局		
41203	「男女共同参画センター」のムーブフェスタで、市民が企画する男女共同参画に関する意識を高めるための活動を支援します。	3	働く場、地域などあらゆる場において男女共同参画の視点を立った意識が浸透し実感できる社会を目指して、市民の自主的な研究・実践活動を積極的に支援する市民企画事業を中心に、講演会、イベント等の事業を実施する。	①市民企画事業数 ②主催事業数 ③参加者数	①107事業 ②5事業 ③53,218人					総務局		



No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲		
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度					R5年度	
41204	男女共同参画社会の形成やSDGs(持続可能な開発目標)の達成に資する、「(公財)アジア女性交流・研究フォーラム」の活動を支援します。	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>【調査・研究事業】</li> <li>・研究報告会の開催</li> <li>・KFAWアジア研究者ネットワークセミナーの開催</li> <li>・研究誌『アジア女性研究』の発行</li> <li>・KFAW調査研究報告書の発行</li> <li>【交流・研修事業】</li> <li>・アジア女性会議一北九州の実施</li> <li>・国際セミナーの実施</li> <li>・【情報収集・発信事業】</li> <li>・『Asian Breeze』の発行</li> <li>・ホームページ・フェイスブックでの情報発信</li> <li>【国際研修事業】</li> <li>・JICA研修「行政官のためのジェンダー主流化政策」実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①研究報告会の実施回数、参加者数</li> <li>②ネットワークセミナーの実施回数、参加者数</li> <li>③アジア女性研究の発行部数</li> <li>④調査研究報告書の発行部数</li> <li>⑤アジア女性会議の実施回数、参加者数</li> <li>⑥国際セミナーの実施回数、参加者数</li> <li>⑦『Asian Breeze』の発行部数</li> <li>⑧アクセス数</li> <li>⑨JICAの研修回数、参加者数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①0回</li> <li>0人</li> <li>(コロナの影響で、延期)</li> <li>②1回</li> <li>36人</li> <li>③500部</li> <li>④3誌</li> <li>300部</li> <li>⑤1回</li> <li>150人</li> <li>⑥5回</li> <li>365人</li> <li>⑦2回</li> <li>3,000部</li> <li>英語1,000部</li> <li>⑧403,075件</li> <li>⑨2回</li> <li>18人</li> </ul>							<p>【調査・研究事業】</p> <p>KFAW客員研究員による調査研究を行うとともに、KFAWアジアジェンダー研究者ネットワーク活動を充実させる。</p> <p>また、第4次北九州男女共同参画基本計画の5つの柱とその施策の方向に沿った調査・研究や事業を実施し、成果を市民に還元する。</p> <p>【交流・研修事業】</p> <p>【情報収集・発信事業】</p> <p>第4次北九州男女共同参画基本計画の5つの柱とその施策の方向に沿った国際的かつタイムリーなシンポジウム、セミナーの開催や情報発信、及び国際研修を実施する。また、幅広い層の市民の参加を促すために効果的な広報を行う。</p>	総務局	

柱Ⅳ 男女共同参画意識が浸透した社会の実現

施策の方向 2 男性にとつての男女共同参画の推進  
 具体的政策 (1) 男女共同参画に関する男性の理解促進

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
42101	多様な働き方の実現のため、企業への出前セミナーを実施します。	1	これから女性活躍に取り組み、企業を対象としたセミナーやコンサルティング、企業の女性従業員及び管理監督者等を対象にした各種セミナー等を通じて、市内における女性活躍の推進を図る。 また、誰もがその個性と能力を十分に発揮し、仕事と生活(育児、介護等)の両立ができる環境づくりや、多様な働き方の実現のため、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所を対象に、セミナー講師やアドバイザー(社員候補労働者)を直接企業に派遣するなど、女性活躍やワーク・ライフ・バランスを推進する企業の取組を支援する。	企業向け出前セミナー等への講師等派遣 37回						A	平成28年4月に施行(令和元年5月一部改正)された女性活躍推進法を踏まえ、企業等の多様な働き方が実現できる職場環境づくり等、女性活躍やワーク・ライフ・バランス推進の取組にさらに働きかけしていく。事業の実施にあたっては、より多くの企業の関心を集めるよう効果的なPRを行う。	総務局	
42102	「男女共同参画センター」で男性にとつての男女共同参画の意義を広く啓発するため、講演会などを実施します。	2	各種団体等からの依頼に応じ、テーマに沿った男女共同参画講座を実施し、性別による固定的役割分担意識の解消等についで理解促進につなげる。	講師を派遣し、男女共同参画の推進を含めた講演等を実施回数、参加人数 7件 270人						B	コロナウイルス感染症の問題もあり、昨年度実施より減少した。講座自体については大変好評であり、PRにより認知を広め、件数を伸ばす。	総務局	
42103	「男女共同参画センター」で男性のための電話相談を実施します。	3	平成25年12月より、男性臨床心理士による男性のための電話相談を月に2回、各2時間開設し、生き方や家族、仕事についての悩みなどの相談に応じる。	電話相談件数 69件						A	男性の相談は、増加傾向にあり、ニーズが高くと考えられる。今後も相談窓口の広報に努め、市民への周知を図る。	総務局	

柱Ⅳ 男女共同参画意識が浸透した社会の実現

施策の方向 2 男性にとつての男女共同参画の推進  
 具体的政策 (2) 男性の家事育児、介護等家庭生活への参画促進

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
42201	子育て中の夫婦を対象に、育児と仕事の両立のために夫婦の協力体制づくりを支援する講座を実施します。	1	夫婦が互いに協力・信頼し合い、我が子により良い家庭環境を創り出していきけるように、夫婦の対話の手法を学び、実際に体験する講座を実施する。	実施回数・参加人数 1回 21人						A	夫婦の間で抱えている問題や課題などについて話し合うことにより、夫婦間での認識のずれ・今後の課題などについて、お互いに確かめ合うことのできる講座を引き続き実施していきたい。	総務局	
42202	男女の性別による固定的な役割分担意識にとらわれずに、男性が積極的に家事や介護に参画するよう促す講座など、男性を対象とした講座を開催します。	2	固定的な男女の性別役割分担意識にとらわれずに、男性が積極的に家事や介護に参画するよう促す講座など、男性を対象に様々なテーマで講座を開催する。	男性向け講座数・参加延べ人数 ①14講座 718人 ②開催せず ③2講座 124人						B	受講生のアンケート結果を踏まえながら、男性の男女共同参画に対する理解の促進や固定的役割分担意識の解消につなげるため、より充実した内容の事業の実施に努める。	総務局	
42203	父親や祖父が子育てに関する基本的な知識や技能を取得できる講座を開催します。	3	就労する父親・母親が参加しやすいよう、すべての区において、土・日など仕事や休みの日に沐浴や妊婦疑似体験等の実習を取り入れた両親学級を開催する。	①実施回数 ②参加者数 ①28回 ②1,063人						A	核家族化が進み、育児環境が変化する中で、出産や育児の負担が母親のみにかからないよう、夫婦で協力して育児に取り組む大切さを認識する機会になっていることから、今後も継続して事業を実施する。	子ども家庭局	
42204	出産・育児を夫婦が協力して取り組めるよう、「両親学級」を開催します。	4	就労する父親・母親が参加しやすいよう、すべての区において、土・日など仕事や休みの日に沐浴や妊婦疑似体験等の実習を取り入れた両親学級を開催する。	①実施回数 ②参加者数 ①28回 ②1,063人						A	核家族化が進み、育児環境が変化する中で、出産や育児の負担が母親のみにかからないよう、夫婦で協力して育児に取り組む大切さを認識する機会になっていることから、今後も継続して事業を実施する。	子ども家庭局	
42205	「家庭教育学級」で男女共に子育てについて学ぶ講座等を実施します。	5	家庭教育学級は、親などが家庭で子どもの教育をする心構えや、子どもとの接し方、教育上の留意点など、家庭教育上の問題を相互学習の中で勉強するもの。子どもの健全な成長、人格の形成にとつて家庭教育は重要な意義を持っており、家庭教育の振興の一環として学級を開講する。市立幼稚園、小・中・特別支援学校は園・学校毎に開設し、市民センターで実施する。直営保育所は各保育所で実施する。私立幼稚園・保育所については、各連盟に委託し、委園にて実施する。	家庭教育学級開設数 319箇所						A	核家族世帯や共働き世帯の増加等、子どもや家族を取り巻く環境が大きく変化しているため、今後、市民センターが移り変わって、家庭・地域・学校が連携する仕組みを充実させる必要がある。	市民文化スポーツ局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
42206	市民センター等における「生涯学習市民講座」で、男性の家事・育児・介護への参画を促進する講座を実施します。	6	市民センターでは、時事問題や地域課題の解決を目指す講座、社会貢献活動につながる講座、生きがいづくりを目指す講座など、地域の特色を生かした講座、市民の学びのニーズに合った内容の講座を企画・実施し、市民に多様な学習機会を提供する。	①生涯学習市民講座参加者数 ②生涯学習市民講座数	①124,765人 ②899講座					A	地域課題や現代的課題(社会的課題)等の解決を目指す講座の開催を増やす必要があり、講座の受講生の中から新たに地域活動をリードする人材を発掘していく必要がある。	市民文化スポーツ局	

柱Ⅳ 男女共同参画意識が浸透した社会の実現

施策の方向 3 子どもの頃から男女共同参画の理解の促進  
 具体的政策 (1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
43101	若い世代が男女の固定的な役割分担意識にとらわれず個性や能力を十分に発揮できるよう男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。	1	若い世代が男女の固定的役割分担意識にとらわれず個性や能力を十分に発揮できるよう男女共同参画の視点に立った学校教育を推進する。	実施						A	今後も取り組みを継続していく。	教育委員会	
43102	子どもの頃から性別にかかわらず個性と能力を発揮していけるよう、小・中学生向けの人権教育教材集・副読本を各学校に配布し、活用を図ります。	2-1	次世代を担う子どもや若い世代が性別に関わらず個性と能力を発揮していけるよう、小・中学生向けの副読本(小学生用「レッツ」・中学生用「ひびき愛」)の作成及び配布を行う。	①改訂 ②配布						A	引き続き、小・中学校に副読本の配布を行い、教育委員会と協力して学校での活用を図る。令和3年度に全面改訂実施予定。	総務局	
43103	学校で性別にとらわれずに活動するため、児童生徒等の名簿の男女比率を混合化を推進します。	2-2	若い世代が男女の固定的役割分担意識にとらわれず個性や能力を十分に発揮できるよう男女共同参画の視点に立った学校教育を推進する。	副読本「レッツ」(小学校用)「ひびき愛」(中学校用)については、各教科の学習等で取り扱うことができるよう活用する。また、道徳科の授業でも取り扱うことが置付けられるようにする。	実施					A	今後も活用を研修会等で促していくなどの取組を継続する。	教育委員会	
43103	学校で性別にとらわれずに活動するため、児童生徒等の名簿の男女比率を混合化を推進します。	3	若い世代が男女の固定的役割分担意識にとらわれず個性や能力を十分に発揮できるよう男女共同参画の視点に立った学校教育を推進する。	個別的人権課題である「女性」等についても取り上げ教材化した人権教育教材集「新版いのち」を各学校に配布し、活用する。(H27年度より) 目標:小・中学校100% 実績:小・中学校100%	利用率:100%					A	各学校において、人権教育教材集「新版いのち」の活用を推進する。	教育委員会	

柱Ⅳ 男女共同参画意識が浸透した社会の実現

施策の方向 3 子どもの頃から男女共同参画の理解の促進  
 具体的政策 (2) 男女共同参画の視点に立った進路指導、キャリア教育の推進

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度					
43201	女子中学生を対象に理工系の仕事や学問に興味をもってもらいための体験プログラム「リケ女部！」を実施します	1	女性の理工系分野への関心を高め、将来の進路選択の一つとなることを目的とした女子中学生向け理工系体験プログラム「リケ女部！」を実施する。	「リケ女部！」参加企業数 ※内容は年度ごとに異なる	10社						A	引き続き「リケ女部！」を実施し、一層理工系分野の魅力を伝えるとともに、将来にわたっての多様な働き方の実現をさらに推進する。	総務局	
43202	市内の大学生等を対象に、性別にとらわれず一人ひとりの能力を発揮できる生き方や働き方について考えるきっかけとなる出前講座「キャリア形成プログラム」を実施します。	2	大学生を対象に、卒業後の進路や働き方を決めるにあたって役に立つ情報の提供と、自分の生き方・働き方を考えるきっかけとなるプログラムを外部講師を招聘して実施する。	①実施回数 ②参加人数	①7回 ②1,164人						A	各講師によって、学部に合わせて内容で講義を行っており、理解度・満足度の評価も高い。今後も時代の変化にあつた内容を取り入れ、大学生のニーズに応じた講義を行っていく。	総務局	
43203	早い段階からの職業観の醸成や各自に合った職業選択へと導くため、キャリア教育イベント「北九州ゆめみらいワーク」の開催や、高校生就職応援マガジン「Soda！」を作成・配布します。	3	①高校生就職応援マガジン「Soda！」作成及び配布 ②北九州ゆめみらいワークの開催	①作成部数 ②参加人数	①5,000部 ②7,504人						A	①R1年度は例年とおりの部数を作成。R2年度については、高校生が読みやすいように冊子の中身を工夫することを検討。 ②R1年度は参加人数は前年度を大きく上回り目標を達成した。R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催が困難なため動画配信を行い、次年度からは感染症対策を踏まえたイベントを検討していく。	産業経済局	
43204	性別にとらわれない職業意識を醸成するため、中学校で「職場体験」学習などを実施します。	4	若い頃からのキャリア形成や経済的自立など多岐にわたる女性のチャレンジに對して、各々のライフステージに応じた広報・啓蒙、情報提供を行う。	実施状況(市内62校) ①職場体験学習 ②農業宿泊体験学習 ③実施率	(農村民泊体験も職場体験委に含む) 実施率100%						A	今後、地域の企業や職業人を活用し合キャリア教育の取組を推進していく必要がある。	教育委員会	
43205	若年層の啓発パンフレットを作成し、出前講演などの際に配布します。	5	高校生・大学生等若年層向けに作成している啓発パンフレットを出前講演などの際に配布する。	若年層向けパンフレット「フリカーん?!」の配布	配布						A	若年層に向けた出前講演や男女共同参画フォーラム等で配布する。パンフレット作成から10年程度経過しているため、改定を検討する必要がある。	総務局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度					R6年度
43206	キャリア形成につなげるため、子どもが保護者の職場を見学する「子ども参観日」を市役所・民間企業等を実施します。	6	学校で実施されている「授業参観日」とは逆に、夏休みなどの長期学校休日を利用して、子どもたちが自分の保護者等の職場を見学することで、家庭内や職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進につなげていく取組である「子ども参観日」を市役所、民間企業等を実施する。	①子ども参観日の実施(市役所) ②子ども参観日の実施(民間)	①1回 ②7社						A	市役所においては、人事異動年数を考慮して、3年に1回の開催とするが、開催の際には、働く親の職場見学や、SDGs等市の取組の講演等を通して家庭・職場双方の理解につなげる。 民間企業には、より多くの企業に実施してもらるよう、啓発を強化していく。	総務局	

柱Ⅳ 男女共同参画意識が浸透した社会の実現

施策の方向 3 子どもの頃から男女共同参画の理解の促進  
 具体的政策 (3) 子どもの健康教育・デートDVに関する理解の促進

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲		
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度					R6年度	
43301	デートDV防止に取り組んでいる民間団体と協力し、高校生や大学生等の若年層に対して出前講座を実施し、デートDVに関する理解を促進します。	1	デートDV防止に取り組んでいる団体と協力し、高校生や大学生等の若年層に対して出前講座を実施し、デートDVに関する理解を促進する。	デートDV予防教室 ①実施回数 ②参加人数	①21回 ②3,340人						A	引き続き、団体と協力してデートDV予防教室を実施し、若年層に対するデートDV予防の広報啓発に努める。	総務局		
43302	思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にできるような、医療・学校・行政等の関係者による「思春期保健連絡会」を開催し、思春期の子どもに対して健康・性・心の問題についての幅広い知識の普及を図ります。	2-1	思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にできるような健康・医療・学校・行政等の関係者による「思春期保健連絡会」の把握や課題の共有および連携強化を図るとともに、思春期保健の対策等について協議する。 また、協議の結果等を踏まえ、思春期の健康教育を効果的に実施する。	①思春期保健連絡会の開催回数 ②思春期健康教室の開催件数	①1回 ②132回						A	思春期保健連絡会等で関係機関と連携化を図り、思春期保健の課題等について協議を続ける。また、協議の結果を踏まえ、小中学生等を対象とした思春期健康教室を効果的に実施する。	子ども家庭局		
		2-2	思春期保健連絡会に参加している。	思春期保健連絡会への参加	不参加							B	令和元年度は新型コロナウイルス感染症対応のため出席できなかった。今後も各団体との情報交換・収集に努める。	保健福祉局	
		2-3	北九州市立小・中・特別支援学校に助産師を講師として派遣し、「生命の尊重」に加え、児童生徒の発達段階に広げて、「思春期における心身の機能の発達」についてや「性感染症」等について学習する機会としている。	小・中・特別支援学校での実施回数	132回								A	引き続き、小中学生等を対象とした思春期健康教室を効果的に実施する。	子ども家庭局
2-4	思春期の児童生徒とその保護者等に対して、健康・性・心の問題についての幅広い知識の普及を図る。		①小・中学校における性に関する指導の実施校割合 目標：100% ②小・中学校における健康教室の実施校割合 目標：100%	①100% ②100%							A	現状維持で継続する。現代社会における性に関する情報の氾濫を受けての、小中学生の性に関する意識や行動の変化を多角的に取り込んでいく必要がある。今後も、最新の情報をもとにした指導が実施できるよう、研修等を通じた指導の充実を図っていく。	教育委員会		



No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	局名	再掲	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
43303	児童・生徒の発達段階に応じた健康教育や、各教科と関連付けて男女共同参画の理解を促進します。	3	健康教育に関わる年間指導計画を教育指導計画の中に位置付ける。 幼児児童生徒の姿態や保護者や地域の実情を十分に考慮するとともに、各教科との関連を図る。	健康教育に関わる年間指導計画を教育指導計画の中に位置付け 目標:小・小・中学校100% 実績:小・小・中学校100%	100%					A	健康教育に関わる年間指導計画を、各学校において立案し、幼児児童生徒の実態や保護者や地域の実情に応じた指導の充実を図る。	教育委員会	
43304	児童生徒がインターネットを通じた様々なトラブルに巻き込まれることを予防するため、啓発等に取り組みます。	4-1	青少年がSNSをはじめとしたコミュニケーションサイトなどをきっかけとする事件に巻き込まれないように、啓発事業を実施する。	①非行防止教室の開催(初発型非行・薬物乱用防止・ネット被害防止) 中学校在学期間中に一度は非行防止教室を受講するように3年間ですべて市内を一巡する。 ②啓発リーフレットの作成・配布 市内小学校4年生～中学校3年生までの児童・生徒、保護者を対象に65,000枚作成。(内62,290枚を各学校に配布) ③街頭ビジョンによる啓発CMの放送 春季・夏季・冬季の長期休暇期間中に、小倉北区市街地の街頭ビジョンで放映。	①実施回数 小倉北区・小倉南区の全24校 ②配布(枚) 小学校 31,480 中学校 29,000 特支学校 1,810 ③総放映回数 夏季 1,440 冬季 1,440 春季 1,368					A	引き続き啓発事業を行うとともに、(仮称)メディア・リテラシー向上協議会を設置し、スマートフォン等による、インターネットの適正利用について課題を有する子ども、若者を支援するためのネットワークの整備を行う。	子ども家庭局	
43304	児童生徒がインターネットを通じた様々なトラブルに巻き込まれることを予防するため、啓発等に取り組みます。	4-2	児童生徒がインターネットを通じたトラブルに巻き込まれることを予防するため、インターネット上のサイト等における不適切な書き込みを把握するとともに、教員への対応力の向上を図る。また、リーフレットを作成し、保護者等への啓発に取り組み。	スマートフォン利用について家庭内でのルールがある児童生徒の割合	小5: 58.4% 中2: 67.0%					B	監視ができないSNS内でのトラブルの増加を踏まえ、利用実態の把握に努めるとともに、児童生徒のネットリテラシーの向上を図る。また、安全にスマホ・インターネットを利用するための、PTAや関係部局等と一層の連携を図りながら、家庭でのルール作りやフィードバックの設定など、適正な利用がなされるよう保護者に対して効果的な啓発を行っていく必要がある。	教育委員会	

柱Ⅳ 男女共同参画意識が浸透した社会の実現

施策の方向 4 防災における男女共同参画の推進  
 具体的政策 (1) 男女共同参画の視点や人権に配慮した地域防災対策の推進

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
44101	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するため、北九州市防災会議での女性委員の参画拡大に努めます。	1	防災対策に関する方針決定過程において、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するため、北九州市防災会議での女性委員の参画拡大を図る。	女性委員の割合 41.8%						B	引き続き、各機関・各団体等からの協力を得ながら、女性参画率の向上を目指す。	危機管理室	
44102	自主防災組織での女性の参画を推進するため、各種研修会等への参加を促します。	2	福岡県女性防火クラブ連絡協議会が開催する各種研修会等への参加	福岡県女性防火クラブ連絡協議会研修会等へ参加し、男女共同参画の視点を取り入れた火災予防普及啓発に取り組み	研修会に参加					A	これまでどおり、福岡県女性防火クラブ連絡協議会研修会等へ積極的に参加する。	消防局	
44103	安全・安心な避難所生活の確保をはじめ、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮した取組に対する、普及・啓発を図ります。	3	防災対策の推進にあたり、安全・安心な避難所生活の確保をはじめ、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮した取組に対する、普及・啓発を図る。	出前講演の実施	84回					A	引き続き、出前講演等を通じて、住民一人ひとりの状況に配慮した防災対策を推進する。	危機管理室	
44104	乳幼児や妊産婦など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営などに取り組みます。	4-1	①熊本地震における避難所の状況や課題を精査し、「女性の視点」等も重視した「避難所運営マニュアル」の改訂 ②女性や子育て世代に配慮した備蓄物資の充実強化 ③避難所運営に関する出前講演(HUG含む)	①「避難所運営マニュアル」の改訂 ②ミルク 哺乳瓶、おむつ、おしりふき、生理用品、パーテーションの購入 ③出前講演の実施	①— ②備蓄完了 ③20回					A	引き続き、備蓄物資の充実強化等を通じて、地域住民一人ひとりの状況に配慮した防災対策を推進する。	危機管理室	
		4-2	大雨等の災害時に通常の予定避難所で受け入れ困難な妊産婦等を受け入れるため、市内東西の子育て支援施設(東部：子育てふれあい交流プラザが、西部：子どもの館)に「妊産婦・乳児避難所」を必要に応じて開設する。	妊産婦・乳児避難所として開設する場合に備え、施設及び施設が入居している建物管理者などと体制や備蓄品について確認。	避難所開設実績なし					A	開設する基準や体制等について適宜見直しを行う。 危機管理室や各区防災担当との連携を行っていく。	子ども家庭局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
44105	大規模災害発生時等に女性相談窓口を設置します。	5	災害時には各都市の男女共同参画センターと連携を取り、情報収集をする。	大規模災害時に防災相互支援システムにより、全国の男女共同参画センターと情報交換などの連携をとる。	実施機会なし					D	災害発生時には各都市の男女共同参画センターとの連携を漏れなくとり、女性相談者へ適切な対応をとる。	総務局	

柱 V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

施策の方向 1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援

具体的政策 (1) 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
51101	DVやデートDVに関し理解を促進するため、リーフレット等で広報啓発を行います。	1	DVやデートDV予防啓発カードを市民センターや区役所、市役所本庁舎等公共施設に設置する。また、出前講演や学校等の要望に応じてデートDV予防啓発リーフレットを配布する。さらに、内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」(11月)に運動してムーブ!階交流広場において「デートDVについて知ろう!」のパネル展示を行う。	パネル展示 デートDV予防リーターター・フォーアアップ講座	実施					A	予防啓発カードの設置、パネル展示やリーフレットの配布は引き続き実施する。 デートDVIは、今後もアジアシリターターと連携し、予防につながる講座等を開催する。	総務局	
51102	デートDVに関する理解を促進するため、高校生・大学生等若年層に対するデートDV予防教室を実施します。	2	デートDV防止に取り組んでいる団体と協力して、高校生や大学生等の若年層に対して出前講座を実施し、デートDVに関する理解を促進する。	デートDV予防教室 ①実施回数 ②参加人数	①21回 ②3,340人					A	引き続き、団体と協力してデートDV予防教室を実施し、若年層に対するデートDV予防の広報啓発に努める。	総務局	
51103	内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」(11/12~11/25)に合わせ、期間中に様々な啓発活動を実施します。	3-1	①女性への暴力ゼロ特別講座 ②女性への暴力ゼロホットライン ③福岡県内男女共同参画センター共同DV防止キャンペーン	①講座参加人数 ②ホットライン相談件数 ③DV防止のチラシとノベルティを配布(JR小倉駅改札前広場)	①25名 ②18件 ③実施					A	今後も、DV被害者が、早期に相談や支援につながるよう、さらなる周知に努めていく。	総務局	
		3-2	女性に対する暴力をなくす運動に合わせ、新聞やフリーペーパーなどで広報を行う。	①新聞 ②フリーペーパー	①4件 ②1件					A	引き続き、新聞、フリーペーパーによる広報を実施する。	総務局	
		3-3	毎年、内閣府の「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、福岡県弁護士会北九州部会と共催で、弁護士や相談室相談員、各区役所子ども・家庭相談コーナー相談員等による電話相談(ホットライン)を実施している。 ①女性への人権侵害相談ホットライン ②女性への暴力ゼロホットライン ③性別による人権侵害相談	①女性への人権侵害相談ホットライン ②女性への暴力ゼロホットライン ③性別による人権侵害相談(電話相談件数、面接相談件数)	①12件 ②6件 ③102件					A	引き続き、福岡県弁護士会北九州部会等と連携し、人権侵害に関する相談対応を進めていく。	総務局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
51104	市政だより、市政テレビ、SNS等、様々な媒体を通じて、女性の人権問題等に関する広報・啓発活動を行います。	4	市政だより、市政テレビ、市政ラジオや市ホームページ等を通じて、男女共同参画社会の推進や女性の人権問題等に関する情報を発信する。	実施						B	現状維持で継続	広報室	
51105	様々な人権課題のひとつとして、人権講演会やラジオ、広報紙等による人権啓発事業で、女性の人権問題等に関するテーマを取り上げます。(再掲)	5	No.41105の再掲	No.41105の再掲							No.41105の再掲	保健福祉局	○
51106	人権を尊重し、暴力を許さない意識を醸成するため、幼児から高校生まで、発達段階に応じた人権教育を推進します。	6	幼児から高校生まで、発達段階に応じた人権教育を推進する。	各学校・園においては、人権教育は教育活動の基礎であるとの認識に立ち、幼児児童生徒の発達段階に即して、教育活動全体を通じて推進する。人権教育指導資料「あそぼう」、人権教育教材集「新版いのうち」、「明日への伝言板」等を活用し、幼児児童生徒の興味関心を高め、創意工夫された人権学習を行う。	各種資料、教材を活用した人権学習100%実施					A	人権教育教材集「あそぼう」(幼児用)、「新版いのうち」(小・中学生用)、その他視聴覚教材等を活用して人権教育を推進する。	教育委員会	
51107	人権を尊重し、暴力を許さない意識を醸成するため、保育所の職員、学校の教職員等に対して人権研修を実施します。	7-1 7-2	①北九州市家庭支援推進保育研修会開催 ②人権同和保育推進のために研修会に参加	①北九州市家庭支援推進保育研修会開催 ②参加人権等研修会、参加人数	①1回、90人 ②9研修、34人参加					A	特に配慮を必要とすると子どもと保護者の支援に取り組み、ケース検討・事例研究を行い、保育の質の向上のため研修会の開催を継続する。	子ども家庭局	
		7-2	保育所の職員及び学校の教職員等に対して人権教育に関する研修を実施する。	「人権教育ハンドブック」を活用した研修の実施 目標:100% 実績:100%	実績: 92.4%					B	市内全校種で、人権教育ハンドブックを活用した教職員の研修を実施する。	教育委員会	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
51108	民生委員・児童委員等の地域の福祉関係者に対して、人権を尊重し、暴力を許さない意識を醸成するための啓発を実施します。	8	年1回、地域の民生委員の代表である地区会員に対して、重要課題のひとつである人権問題を中心に、昨今の福祉課題を的確にとらえる研修を実施する。また、各地区において伝達研修を行い、全民生委員への周知を図っている。	①研修日 ②参加者数 ③研修テーマ	-					E	保健福祉局 子ども家庭局	
51109	保育所の職員や教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等の学校関係者へのDV被害に関する啓発、周知を行い、DV被害者の子どもへの早期発見に努めます。	9	①北九州市家庭支援推進保育研修会開催 ②人権回和保育推進のために研修会に参加	①北九州市家庭支援推進保育研修会開催数、参加人数 ②参加人権等研修数、参加人数	①1回、90人 ②9研修、34人参加					A	子ども家庭局	
51109	保育所の職員や教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等の学校関係者へのDV被害に関する啓発、周知を行い、DV被害者の子どもへの早期発見に努めます。	9-1	・教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等の学校関係者が、子どもの観察や被害者の子どもへの早期発見に努める。 ・指導第二課教育相談、連携ラインの区担当指導主事が、学校訪問による教室巡回や、気になる幼児児童生徒について校・園長との情報公開を行い、DV被害を受けている子どもを早期発見に努める。状況によっては、スクールソーシャルワーカーを派遣し、関係機関と連携しながら実態の把握を行う。また、生徒指導主事、主任会議において、区担当指導主事が関係機関との連携に関する指導助言を行う。 ・担当課長及び指導主事、スクールソーシャルワーカーが北九州市要保護児童対策地域協議会及び各区要保護児童対策実務者会議に参加し、各機関との連携を図る。	適切な対応の実施	実施					A	教育委員会	

柱 V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

施策の方向 1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援

具体的政策 (2) DV被害相談体制の充実

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
51201	「配偶者暴力相談支援センター」や各区子ども・家庭相談コーナーでの相談体制の充実を図るため、「配偶者暴力相談支援センター」に統括指導員(スーパーバイザー)を配置します。	1	配偶者暴力相談支援センターに、各区子ども・家庭相談コーナーの相談員を支援するための統括指導員を配置する。	統括指導員1名を継続配置	配置					A	統括指導員のスキルを向上させるとともに、各区子ども・家庭相談コーナー相談員との連携を図る。	子ども家庭局	
51202	区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、DV相談を含め子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度の適用や関係機関へつなぐ等それぞれの内容に応じた支援を行います。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施します。	2	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげる。	市が主催する新任者・主務者研修及び福岡県女性相談所の研修等への参加	研修実施及び参加					A	各区の子ども・家庭相談コーナーの相談員が、家庭と子どもに関するあらゆる相談に対応し引き継ぎ、関係機関と連携しながら、相談者ひとり一人の不安や負担感の軽減を図る。	子ども家庭局	
51203	地域住民の相談に対し、相談者の状況に応じて、民生委員・児童委員が関係機関につなぎます。	3	民生委員・児童委員は、特に福祉分野(高齢者・障害のある方・子どもなど)の分野で相談に対応し、助言・援助・必要な情報提供などを行う。地域住民が必要なサービスを受けられるよう関係機関との「つなぎ役」となり、地域を見守る。	相談・支援件数	70,635件					A	今後も、地域住民が必要なサービスを受けられるよう関係機関との「つなぎ役」となり、地域の見守りを行う。	保健福祉局 子ども家庭局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
51204	高齢者、障害のある人など、相談者の状況に応じて、関係機関が連携して対応します。	4-1	地域包括支援センターを中心とした、地域団体、医療機関、警察、法律関係等との連携による対応を行う。	認知症の高齢者の増加に伴い、高齢者虐待等、内容が複雑化した処遇困難事例が増加虐待等の相談件数	3,639件					B	高齢者虐待事例に関しては、引き続き統括支援センターが地域包括支援センターをバックアップし、弁護士、警察等の専門機関と連携し対応する。 また、老人福祉法の「やむを得ない事由による措置」や「成年後見の市長申し立て」等の活用により迅速かつ適切な対応を図る。	保健福祉局	
51205	「(公財)北九州国際交流協会」などの連携により、外国人市民を対象とした無料相談窓口の開設や、区役所等での相談時に行政通訳者の派遣を行ったり、外国人のDV被害者への対応のため、外国人相談窓口職員へDVに関する情報提供を行います。	4-2	「障害者基幹相談支援センター」等における自立生活等のための相談及び情報提供を行う。	① 無料入国・在留・国籍手続相談会の開催 (県行政書士会との共催) ② 無料法律相談会の開催 (県弁護士会北九州部会との共催) ③ 無料心理カウンセリングの開催 (臨床心理士) ④ 日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語による外国人一般相談窓口の設置(相談件数) ※窓口設置場所：八幡西区コムシティ、小倉北区役所 ⑤ 行政・医療通訳の個別派遣(通訳件数) ⑥ 外国人支援関係機関連絡会議の開催	24,387件					B	引き続き、訪問支援(アウトリーチ)など丁寧な相談支援方法をとることで、より、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする。	保健福祉局	
51205	「(公財)北九州国際交流協会」などの連携により、外国人市民を対象とした無料相談窓口の開設や、区役所等での相談時に行政通訳者の派遣を行ったり、外国人のDV被害者への対応のため、外国人相談窓口職員へDVに関する情報提供を行います。	5	「(公財)北九州国際交流協会」などの連携により、以下のおり実施する。 ① 外国人市民を対象とした専門家による無料相談窓口や、日常生活レベルでの悩みを相談できる一般相談窓口の開設 ② 区役所等での相談時に行政通訳者の派遣	① 63件 ② 13件 ③ 5件 ④ 1,395件 ⑤ 195件 ⑥ 2回					A	外国人市民に関する一元的な相談窓口「多文化共生ワンストップインフォメーションセンター」を中心に、行政書士会、弁護士会、心理カウンセリングなどによる専門家相談、各通訳派遣事業を通して、引き続き外国人市民に対する相談体制を強化していきたい。	企画調整局		



No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
51206	男性のDV被害者に対して、「配偶者暴力相談支援センター」や各区子ども・家庭相談コーナー、「男女共同参画センター」において関係機関と連携して相談に対応します。	6-1	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげる。	子ども・家庭相談コーナーにおける男性DV被害者の相談件数 5件						A	各区の子ども・家庭相談コーナーの相談員が、家庭と子どもに関するあらゆる相談に対応し引き継ぎ、関係機関と連携しながら、相談者ひとり一人の不安や負担感の軽減を図る。	子ども 家庭局	
		6-2	平成25年12月より男性臨床心理士による「男性のための電話相談」(月2回、各2時間)を開設し、男性DV被害者、加害者からの相談に応じている。	①69件 ②22件						A	男性の相談は、増加傾向にあり、ニーズが高いと考える。 今後とも相談窓口の広報紙に努め、市民への周知を図る。	子ども 総務局	
51207	「配偶者暴力相談支援センター」、「男女共同参画センター」、各区子ども・家庭相談コーナーなどの窓口相談員のスキル向上のため、研修の実施や福岡県等主催の研修会へ派遣を行います。	7-1	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげる。	市が主催する新任者・主務者研修及び福岡県女性相談所の研修等への参加。	研修実施 及び参加					A	各区の子ども・家庭相談コーナーの相談員が、家庭と子どもに関するあらゆる相談に対応し引き継ぎ、関係機関と連携しながら、相談者ひとり一人の不安や負担感の軽減を図る。	子ども 家庭局	
		7-2	相談員を内閣府、福岡県、子ども家庭局等主催の研修に参加させ、幅広い知識と実技を修得させる。 学んだ内容は伝達研修により、知識等を共有する。	・国立女性教育会館 「女性関連施設相談員研修」 ・福岡県、女性相談所、あすはる主催 「女性問題に関わる相談員研修会」、「記述支援センター連絡会議」、「犯罪被害者等支援担当職員研修会」、「電話相談実務者研修」ほか ・北九州市「北九州市DV対策関係機関連絡会議」等	実施					A	今後とも、相談員を研修会や連絡会議等に積極的に参加させ、知識の習得や関係機関との連携強化に努める。	子ども 総務局	

柱 V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

施策の方向 1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援

具体的政策 (3) DV被害者保護体制の充実

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度					
51301	DV被害者の安全確保のため、緊急一時保護施設への入所等、適切な保護を実施します。	1	緊急に保護を行う必要のある母子・婦人を一時的に保護し、当面の生活の安定を図る。	29件							A	引き続き実施する。	子ども家庭局	
51302	DV被害者の安全確保のため、必要に応じて警察への情報提供や関係機関等への同行支援を行います。	2	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれ相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげる。	実施							A	引き続き実施する。	子ども家庭局	
51303	DV被害者の安全確保のため、緊急一時保護施設の職員に対して、必要な情報提供やDVに対する理解促進のために研修を行います。	3	緊急に保護を行う必要のある母子・婦人を一時的に保護し、当面の生活の安定を図る。	29件							A	引き続き実施する。	子ども家庭局	
51304	緊急一時保護施設入所中のDV被害者に対して、医療機関への同行など必要な支援を行います。	4	緊急に保護を行う必要のある母子・婦人を一時的に保護し、当面の生活の安定を図る。	29件							A	引き続き実施する。	子ども家庭局	
51305	DVシェルターを運営する民間団体に対して、財政的な支援を実施します。	5	DVシェルター(避難所)を運営する民間団体に補助金を交付し、その活動を支援する。	実施							A	DV被害者が、分かりやすく利用しやすいよう関係機関との情報共有、連携を徹底する。	子ども家庭局	

施策の方向 1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援

具体的政策 (4) DV被害者の自立支援の充実及び二次被害防止や情報管理の徹底

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
51401	区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、DV相談を含め子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度の適用や関係機関等へつなぐ等7を行います。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施します。(再掲)	1	No.51202の再掲	No.51202の再掲							No.51202の再掲	子ども家庭局	○
51402	同伴する子どももかいるDV被害者に対して、必要に応じて自立支援のための施設において保護します。	2	配偶者暴力相談支援センターに、各区子ども・家庭相談コーナーの相談員を支援するための統括指導員(スーパーバイザー)を配置する。	問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施	実施					A	引き続き実施する。	子ども家庭局	
51403	DV被害者に対して、市営住宅の入居申し込みの際に際して、優先入居の取扱いを行います。	3	DVを理由とした婦人保護施設や生活支援施設の退所者等について、その居住の安定を図り自立を支援するため定期募集の住宅困窮者募集(点検選者)において、優先入居の取扱いを行っている。	DV対象者の申込件数、斡旋件数	申込件数 9件 斡旋件数 6件					A	DV対象者への優先入居の取扱いは、今後も継続して実施する。	建築都市局	
		4-1	生活に困窮するDV被害者からの相談があった場合は、子ども・家庭相談コーナーの相談員がいのちをつなぐネットワークコーナーの相談員と連携しながら、適切な情報提供や助言を行うようにしている。	問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施	実施					B	今後も継続していく。	保健福祉局	
51404	DV被害者に対して児童扶養手当、母子寡婦福祉資金、生活福祉資金や生活保護制度等の経済的な支援についても、情報提供をするとともに制度の活用について助言を行います。	4-2	生活保護制度に関する情報提供や助言を行うとともに、活用できる他法施策の紹介や、必要な世帯への生活保護の適用をする。	問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施	実施					A	引き続き、必要な方への情報提供や助言を確実に行う。	保健福祉局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
		4-3	配偶者暴力相談支援センターに、各区子ども・家庭相談コーナーの相談員を支援するための統括指導員(スーパーバイザー)を配置する。	問い合わせ、相談内容に応じた適切に実施	実施					A	引き続き実施する。	子ども家庭局	
51405	DV被害者やその子どもの支援について、各区保健福祉課、「子ども総合センター」、「保健福祉センター」等の関係機関と連携します。	5	配偶者暴力相談支援センターに、各区子ども・家庭相談コーナーの相談員を支援するための統括指導員(スーパーバイザー)を配置する。	問い合わせ、相談内容に応じた適切に実施	実施					A	引き続き実施する。	子ども家庭局	
		6-1	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「児童虐待の防止等に関する法律」に規定するドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の加害者が、住民基本台帳法の閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図る。	適切な対応を実施	実施					A	引き続き、住民基本台帳事務所におけるDV等被害者支援措置を実施していく。	市民文化スポーツ局	
		6-2	住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行うにあたっては、DV被害者等の情報について慎重に対応するよう心がける。	適切な対応を実施	実施					A	今後もDV被害者等の情報について慎重な管理に努める。	保健福祉局	
		6-3	介護保険システムにおけるDV対象者情報の管理をする。	適切な対応を実施	実施					A	個人情報取り扱いに十分留意しながら業務を継続する。	保健福祉局	
51406	住民基本台帳の閲覧等制限対象のDV被害者等の情報について、住民基本台帳等の担当部局のみならず、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部局においても、慎重な管理を行います。	6-4	市税証明書発行業務等において、住民基本台帳の閲覧等制限対象となつていないDV被害者等の住所等の情報を本人以外に開示しない取扱いを行う。	住民基本台帳の閲覧等の制限対象となつていないDV被害者等の住所等の情報を本人以外に開示しない取扱いを行っている。なお、閲覧制限対象者の件数については、市民課が受け付けた閲覧制限対象者の情報に基づいて対応しているため、市民課での受付件数に準じる。	実施					A	個人情報の取り扱いに十分留意しながら業務を継続する。	財政局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
		6-5	市高住宅の入居要件確認のために提出された住民票は、厳重に倉庫で保管する。 また、総合窓口化に伴う新システム導入(平成22年7月導入)に合わせて、市高住宅管理システムでもDV被害者等の情報管理が可能となるシステム構築を行った結果、入居者情報と住基情報との連携によるDV被害者情報の一元化が可能となった。システム画面上で全てが確認できることから、閲覧対象者を制限し、誰もが閲覧できないよう権限付与を厳格に行う。	実施						A	システム構築は完了しており、引き続き厳重な情報管理を行う。	建築都市局	
		6-6	選挙人名簿からDV被害者等の情報を抹消したうえで閲覧に供する。	選挙人名簿の閲覧(閲覧回数 7区の計 66回)						A	引き続き、DV支援情報の提供を受けた場合の事務処理には漏漏の無いように留意する。	行政委員会事務局	
		7-1	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、原簿虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげる。	問い合わせ、相談内容に応じた適切な実施						A	引き続き実施する。	子ども家庭局	
51407	DV被害者の情報漏洩を防ぐため、相談窓口や各種手続きを行う窓口等において、情報管理を徹底するとともに、住民基本台帳の閲覧等、被害者情報を保護し、安全を確保する取組を行います。	7-2	DV被害者に関係する各種証明書等については、必要に応じて情報提供や助言を行う。	問い合わせ、相談内容に応じた適切な実施						A	今後も、DVに関する相談時に、必要時、情報提供や助言を行う。	総務局	
51408	DV被害者が同伴する子どもが接見禁止命令の対象となった場合、警察、弁護士等の関係機関とDV被害者への効果的な支援に連携を図り、適切な対応をします。	8	配偶者暴力相談支援センターに、各区子ども・家庭相談コーナーの相談員を支援するための統括指図書(スーパバイザー)を配置する。	問い合わせ、相談内容に応じた適切な実施						A	引き続き実施する。	子ども家庭局	
51409	関係機関の連携を図るため、警察、弁護士等の関係機関とDV被害者への効果的な支援に関する情報共有を行います。	9	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげる。	当会議に、各区の子ども・家庭相談コーナー担当係長が出席。						A	引き続き実施する。	子ども家庭局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	局名	再掲	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
51410	関係機関の連携を図るため、「北九州市DV対策関係機関連絡会議」において、警察、福岡法務局、弁護士会等の関係機関とDV被害者への効果的な支援に関する情報共有や意見交換を行います。	10	北九州市DV対策関係機関連絡会議において、警察、福岡法務局、弁護士会等の関係機関と情報共有し、緊密な連携を図る。	①福岡県DV対策連絡協議会 ②配偶者暴力相談支援センター連絡会議 ③小倉北区役所DV関係機関連絡会議 ④八幡西区役所DV関係機関連絡会議 ⑤北九州市DV対策関係機関連絡会議	実施						今後も警察、婦人救護施設、子ども家庭局、各区役所子ども家庭相談コーナーとの連携を強化する。	総務局	
51411	DV被害者が同伴する子どもについて、関係機関が連携して支援するため、「北九州市要保護児童対策地域協議会」などの連携を図ります。	11	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげる。	各区の子ども・家庭相談コーナーにおいて、要保護児童対策実務者会議を開催し、警察、医療機関等の関係機関との情報共有等を図る。	実施						引き続き実施する。	子ども家庭局	
51412	DV被害者が市外へ避難する場合や市外から避難してくる場合に、市外関係機関と連携を図り必要な支援を行います。	12	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげる。	各区の子ども・家庭相談コーナーにおいて、要保護児童対策実務者会議を開催し、警察、医療機関等の関係機関との情報共有等を図る。	実施						引き続き実施する。	子ども家庭局	

柱 V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

施策の方向 2 ハラスメント及び性犯罪等の防止

具体的政策 (1) ハラスメント等の防止に向けた広報啓発や相談の実施

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
52101	「男女共同参画センター」で、セクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等ハラスメントの防止に向け、啓発冊子の配布や出前講座、啓発DVDの貸し出しを実施します。	1	平成18年度に発行した『職場におけるセクシュアルハラスメント防止研修』冊子を改定し、平成29年3月に発行したハラスメント防止冊子「知らないって怖い!職場のハラスメント」を使用した出前講座を実施する。	ハラスメント研修に講師を派遣 ①件数 ②参加人数	①7件 ②270人						総務局	
52102	企業等の事業者に対して、職場におけるハラスメントを防止するため、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等防止に向けた出前セミナー等を実施します。	2	事業主や働く人が働き方の見直しを図り、仕事と子育て・介護等との両立の一層の理解を促進するため、企業等事業者の要望に応じて講義内容をカスタマイズして講師を派遣する「出前セミナー」やワーク・ライフ・バランス推進のための各種支援・助成制度、就業規則に関する必要なアドバイザーを無料で行う「アドバイザー(社会労務士)派遣(1社4回まで)」を実施し、その中で、長時間労働の抑制や年休の取得促進、子育て制度を利用しやすく、妊産婦が働きやすい職場環境づくりに向けた働きかけを行う。	企業向け出前セミナー等への講師等派遣 37回	37回					今後働きやすい環境づくりのため、出前セミナーやアドバイザー派遣を充実させながら、様々な企業との接点の機会を通して、支援の有効性を高める。	総務局	
52103	「北九州イクボス同盟」を中心として、企業等の経営者や管理職に対して、ハラスメント防止に向けた啓発及び情報提供を実施します。	3	「北九州イクボス同盟」等において、HP等で先進事例の紹介や、階層別研修会等を実施し、経営者・管理職の意識改革につなげる。	①北九州イクボス同盟における先進事例の紹介等 ②北九州イクボス同盟における研修会等の実施	①2回 ②2回					引き続き先進事例を紹介するだけでなく、より多くの人に見てもらえるような媒体を用いた広報を検討する。さらに、研修会等を通して企業の取組支援や意識改革を推進するともに、より企業が参加しやすいよう形態や日時等の見直しを検討する。	総務局	
52104	様々な人権課題のひとつとして、人権講演会やラジオ、広報紙等による人権啓発事業で、女性の人権問題等に関するテーマを取り上げます。(再掲)	4	No.41105の再掲	No.41105の再掲	No.41105の再掲						保健福祉局	○
52105	「男女共同参画センター」で職場におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等を含めた人権侵害に対する相談を実施します。	5	人権侵害相談や一般相談等の電話相談や面談でセクシュアル・ハラスメント等の相談に対応する。	①性別による人権侵害相談総数 ②セクシュアル・ハラスメント件数 ③ところと生き方の一般相談総数 ④マタニティ・ハラスメント件数 ⑤パワー・ハラスメント件数	①102件 ②3件 ③1,865件 ④2件 ⑤3件					今後も相談を継続し、相談内容に応じて、関係機関と連携をとり、適切に対応する。	総務局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度				
52106	市の職場におけるハラスメント防止のため、「ハラスメント防止要綱」を周知徹底し、各職場での研修を継続的に行います。また、「ハラスメント防止要綱」に定める苦情相談窓口において、ハラスメントに関する苦情相談に幅広く対応します。	6	職場におけるハラスメントの未然防止のため、各職場において研修を実施する。研修教材として、ビデオテープやDVDの貸し出しを行う。	各職場に 各職場に おいて年 1回					A	引き続き、「ハラスメント防止要綱」の周知徹底を図るとともに、各職場においてハラスメント防止研修を実施し、ハラスメントの未然防止に努める。	総務局	
52107	教育現場におけるハラスメントを防止するため、教職員を対象にハラスメント防止研修を実施します。また、ハラスメントに関する苦情相談に幅広く対応します。	7	各学校・園において、研修用冊子「学校におけるセクハラをなくすために」を使用し、セクシャルハラスメント防止研修を実施する。 また、初めて学校に勤務することになった教職員を対象とした初任者研修を、各所属において配属後すみやかに実施する。	・ハラスメント防止研修の実施 (毎年実施) 208校 1回					A	令和元年度は、懲戒処分に至る教職員はいなかったが、テキストの改訂等、研修を形骸化させないための方策を検討する。 今後、学校におけるセクハラ防止に対する共通認識を高め、教職員のモラル向上及び管理職へのセクハラ防止の意識向上を図るために、引き続き各学校・園において定期的かつ継続的な研修を実施していく。	教育委員会	



柱 V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

施策の方向 2 ハラスメント及び性犯罪等の防止  
 具体的政策 (2) 性犯罪等防止に向けた広報啓発や相談の実施

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
52201	防犯の専門家による体験型のセミナーを通じて、性犯罪の実態や防犯対策を学ぶとともに、女性の防犯意識の向上を図ります。	1	防犯の専門家による体験型のセミナーを通じて、性犯罪の実態や防犯対策を学ぶとともに、女性の防犯意識の向上を図る。	①実施回数 ②受講人数						A	セミナー受講者の増加に向けて、今後とも女性の多い企業の従業員に対しセミナーについて広報啓発する。	市民文化スポーツ局	
52202	「性暴力被害者支援センター・ふくおか」及び「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」で、性犯罪被害者やその家族・遺族の相談に対応します。	2	「性暴力被害者支援センター・ふくおか」及び「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」により、犯罪被害者やその家族・遺族が、直接的な被害やその後の精神的・経済的な問題、地域での孤立等による問題を解決するための相談体制を整える。	実施						A	犯罪被害者等が受けた被害を回復・軽減するためには、適切で継続的な施策が必要であるため、引き続き事業を継続するとともに、支援体制の強化を検討していく。	市民文化スポーツ局	
52203	「犯罪被害者等支援庁内連絡会議」を開催し、本市の犯罪被害者施策の総合的な推進を図ります。	3	犯罪被害者等支援庁内連絡会議を開催し、本市の犯罪被害者施策の総合的な推進を図る。	未実施						E	引き続き、庁内連絡会議の連携をより進め、支援体制の強化を図っていく。(新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、連絡会議を中止。令和2年11月に連絡会議実施予定)	市民文化スポーツ局	

柱 V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

施策の方向 3 生涯を通じた女性の健康支援  
 具体的政策 (1) 若い世代における性的理解・尊重

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度					
53101	思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にできるよう、医療・学校・行政等の関係者による「思春期保健連絡会」を開催し、思春期の子どもに対して健康・性・心の問題についての幅広い知識の普及のため、「思春期健康教室」を実施し、思春期における健康教育を推進します。(再掲)	1-1	No.43302-1の再掲	No.43302-1の再掲							No.43302-1の再掲	子ども家庭局	○	
		1-2	No.43302-2の再掲	No.43302-2の再掲								保健福祉局	○	
		1-3	No.43302-3の再掲	No.43302-3の再掲									子ども家庭局	○
		1-4	No.43302-4の再掲	No.43302-4の再掲									教育委員会	○
53102	学校等における適切な性教育を実施するため健康教育に関する知識を深めるための講習会等を開催します。	2	年に1回、保健主事を対象とした講習会を開催している。学校保健、学校安全、食育・学校給食のそれぞれの視点より、学校での健康教育を実施するに当たり、必要事項や押さえるべき内容について周知・指導を行っている。加えて、健康教育に関する時事問題について、知識を深めるために、講師を招聘して、内容の周知を図っている。	毎年テーマを定め講師を招聘して、内容の周知を保健主事を対象に講習会を実施。 「心の減災～災害後の心理的被害の緩和のために～」 できること・すべしこと～」							次年度以降も子ども及び学校における健康教育の時事問題を取り上げ、講習会を通して、知識を深めていきたい。	教育委員会		

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度					R5年度
53103	HIV/エイズ、性感染症の予防のため「レッドリボンキャンペーン」の実施など、広報・啓発を行います。	3	WHO(世界保健機関)が12月1日を『世界エイズデー』と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱しているのに合わせ、本市においてもイベント等を活用し、エイズの正しい知識の普及・啓発や相談・検査体制の情報提供を行った。	<p>①世界エイズデー(令和元年12月 レッドリボンキャンペーン)として、小倉駅ペデストリアンデッキでポスターディスプレイ、チラシ配布</p> <p>②「ハナチー掲載、特設サイト開設」しウェブ広告を実施</p> <p>③NPO法人アカーとの同性愛者向け啓発活動</p> <p>④市政日より、市ホームページなど広報媒体を活用した啓発等</p> <p>④パンフレット、チラシ、啓発資材(エイズ、性感染症について)作成・配布</p>	<p>①実施。</p> <p>②10/19 イベント等実施。</p> <p>③実施。</p> <p>④実施。</p>						令和元年の新規HIV感染者・エイズ患者報告数(速報値)は、1,233件で、ここ数年同程度で推移している。また、梅毒については、令和元年の全国患者報告数(速報値)が6,639件となった。今後も感染予防のための知識の普及啓発や検査・相談体制の周知を行っていく。	保健福祉局	

柱 V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

施策の方向 3 生涯を通じた女性の健康支援  
 具体的政策 (2) 妊娠・出産期における健康管理の支援と健診の充実

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
53201	<p>① 妊娠や出産に関する悩みを抱える人に適切な情報提供を行い、必要な支援につなげるための電話相談事業を実施します。</p> <p>② また、育児不安を軽減し、家庭の養育力を高めるため、特に養育支援を必要とする家庭に、育児・家事援助を行います。</p>	1	<p>① 妊娠・出産等に関する相談事業</p> <p>② 養育支援訪問事業</p>	<p>① 相談対応件数</p> <p>② 利用世帯数</p>	<p>① 134件</p> <p>② 17世帯</p>					B	<p>妊娠・出産等に関する相談事業では、相談件数は減っているが、周知媒体を見ての相談は継続して受け付けており、不妊だけでなく、妊娠・出産全般に関する相談に応じていることから順調と判断する。</p> <p>養育支援訪問事業では、必要な家事・育児支援を実施した。利用世帯数は少ないが、区の保健師によるアセスメントの結果、支援が必要な対象者に対して事業を活用できており、順調とした。</p>	子ども家庭局	
53202	<p>① 妊娠・出産・育児に関する正しい知識を提供し、母子の健康の保持を図るため、母子健康手帳の交付を行います。</p>	2	<p>母子の健康状態を記録するとともに、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の提供および胎児、乳幼児への影響の大きい受動喫煙のリスク等について保健指導を行うなど、母子の健康の保持および増進を図る。また、妊婦健診の早期受診の勧奨やマタニティマーク等の情報を効果的に提供し、安心して妊娠・出産ができる環境づくりを推進する。</p>	<p>① 母子健康手帳の交付率</p> <p>② 母子健康手帳の交付案内の配布</p>	<p>① 100%</p> <p>② 100%</p>					A	<p>母子健康手帳交付時の専門職による面接や情報提供等を継続して行い、安心して妊娠・出産ができる環境づくりを行う。</p>	子ども家庭局	
53203	<p>① 出産・育児、子どもの成長発達について、「妊産婦・乳幼児なんでも相談」等で個別相談や保健指導を実施します。</p>	3	<p>市民センター等地域の身近な場所での保健師による相談を定期的に実施し、出産や育児、子どもの成長発達についての個別相談や保健指導を行う。また、講話などにより子育てに関する情報提供を行う。</p>	<p>① 妊産婦・乳幼児なんでも相談開催箇所数</p> <p>② 育児教室開催回数</p>	<p>① 134箇所</p> <p>② 414回</p>					A	<p>身近な相談場所として定着しており、子育ての孤立化の予防につながっていることから、今後も事業を継続する。あらゆる機会を通して事業の周知を図り、利用を促進する。</p>	子ども家庭局	
53204	<p>① 妊産婦や乳幼児の食事や栄養について、「妊産婦栄養教室」や「離乳食教室」等で情報提供や相談を実施します。</p>	4	<p>妊産婦や乳幼児の食事や栄養について、知識の普及と不安や悩みの軽減を図るため、実習形式で学べる教室の開催及び相談を行う。</p>	<p>① 専門職による産後うつ質問票の実施件数</p> <p>② 質問票の実施により継続支援した件数</p>	<p>47回</p>					A	<p>教室の運営委託を行い、準備やスタッフの手配など、効率的に実施する。よりニーズを考慮した教室内容、啓発方法を検討する。</p>	子ども家庭局	
53205	<p>① 産後うつを早期に把握し、きめ細かに支援するため、家庭訪問などにより産後うつ質問票を実施します。</p>	5	<p>産後のうつ状態等を早期に把握し、きめ細かに支援するため、産後4カ月までの家庭訪問時において、全ての産婦に産後うつなどを発見するための質問票を用いるとともに、医療機関と行政が連携し、産後うつに対して早期に対応する。</p>	<p>① 専門職による産後うつ質問票の実施件数</p> <p>② 質問票の実施により継続支援した件数</p>	<p>① 5,796件</p> <p>② 897件</p>					A	<p>子育ての孤立化を防ぎ、地域での見守り体制を充実していくために、関係機関と連携し、事業の推進を図る。</p>	子ども家庭局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
53206	妊婦や乳幼児の疾病の発見及び 防止を図り、健康を保持増進させ るため、妊婦、乳幼児の健診機会 を提拱します。	6-1	妊婦や乳幼児の疾病または異常の発 見および防止を図り、健康を保持増進 させるため、妊婦、乳幼児の定期的な 健診の機会を提拱する。 (妊婦健康診査、先天性代謝異常等検 査、乳幼児健康診査、1歳6か月児健 康診査、3歳児健康診査)	①妊婦健康診査受診率 ②3歳児健康診査受診率						A	子ども 家庭局	
		6-2	①1歳6か月児歯科健康診査 ②3歳児歯科健康診査 ③1歳6か月児フッ化物塗布 ④3歳児フッ化物塗布 ⑤親子歯科健診 ⑥4・5歳児歯科健診 ⑦妊産婦歯科健診	①96.9% ②96.4%						A	保健福 祉局	
53207	母親が安心して出産できるよう、産 科連携体制を維持し、医師会が行 う事業に対し、補助を実施します。	7	周産期母子医療センター等4病院を中 核とした産科連携体制を維持する。 具体的には、分娩を行う病院が減少し ている状況に適切に対応するため、① ハイリスク分娩を行う病棟群、②通常 分娩を行う病棟・診療所群、③妊婦検 診までを行う病棟・診療所群とで役 割分担する連携体制を構築、維持して いく。 ※ハイリスク分娩等を支援する基幹 病院群は以下のとおり。 ○総合周産期母子医療センター 2 か所(市立医療センター、産業医科大 学病院) ○地域周産期母子医療センター 2 か所(国立病院機構小倉医療セン ター、JCHO九州病院) また、市医師会が主催する後期臨床医 研修や周産期医療に関する研修(産婦 人科医学会を主催とする新生児蘇生法 の講習等)へ補助を実施し、医師確保 の支援を行う。	実施					A	保健福 祉局		
53208	不妊に悩む夫婦に対して、特定不 妊治療費の助成及び不妊に関す る専門相談を実施します。	8	不妊に悩む夫婦が、経済的理由で不 妊治療を断念することがないよう、医療 費が高額な特定不妊治療に要する費 用の一部を助成し、経済的負担の軽減 を図る。 また、専門相談窓口を設置し、不妊の 要因について啓発普及を推進するとと もに、不妊に関するさまざまな相談に 応じることで、心身の悩みを軽減する。	①助成件数 ②不妊の専門相談件数	①479件 延714件 ②76件				A	子ども 家庭局		

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度					R5年度
53209	母親が安心して出産できるよう、「総合周産期母子医療センター」でリスクの高い分娩や高度な治療が必要な新生児に対する専門的な医療を提供します。	9	総合周産期母子医療センターにて、24時間体制でリスクの高い分娩や高度な治療が必要な新生児に対する専門的な医療を提供する。 市内の産科医療機関の連携体制に基づいて、ハイリスク分娩の患者を優先的に受け入れる。	①分娩件数 ②帝王切開率 ②母体・胎児集中治療室延患者数 ③新生児集中治療室延患者数	①452件 ②50.4% ③1,463人 ④2,476人						市産科医療機関の連携体制に基づいてハイリスク分娩の患者の優先的な受入れを実施する。 また、全国的に産婦人科医が不足している状況であるが、必要な医師の確保や医療機器の更新などにより、医療体制(24時間体制)の確保に努める。 さらに、出生数の低下や働き方改革による医師の負担軽減の必要性などにも留意する。	保健福祉局	

柱 V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

施策の方向 3 生涯を通じた女性の健康支援

具体的政策 (3) 生涯を通じた女性の健康の保持・増進

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
53301	「男女共同参画センター」で更年期など性や健康に関する正しい理解を促すための講座を実施します。	1	心と身体の健康を家族や職場など日常生活の中で、自分の力で維持増進できるような講座や健康教室等を開催する。	リプロダクティブ・ヘルス/ライフ講座数・参加延べ人数 ①1ムーブ(リプロ講座・三館連携) ②レディスもじ(セミナー・三館連携) ③レディスやはた(セミナー・三館連携)	①3講座 162人 ②3講座 198人 ③6講座 635人					A	ヨガなど身体を実際に動かす講座のほか、女性の心と身体に関する情報を提供する講座も実施しており、満足度は高い水準を維持している。今後も引き続き、女性の多様な活動を支えるための心と体の健康の維持増進につながるような知識・技術の習得の機会を提供する。	総務局	
53302	女性特有の子宮頸がん・乳がん等の早期発見、早期治療のため、がん検診等の受診を促進します。	2	各種がん検診や基本(若者)健診等の受診促進を図り、がんや生活習慣病などの疾病の予防、早期発見、早期治療を推進する。	■実施検診受診者数 ①子宮頸がん検診(20歳以上) ②乳がん検診(40歳以上) ③基本(若者)健診 その他各種がん検診 ■企業やNPO団体との連携による「がん検診受診動員」活動や検診の普及啓発活動	■実施検診受診者数 ①25,369人 ②14,265人 ③1,013人 その他各種がん検診 ■受診促進イベント、チラシの配布が子宮頸がん及び乳がん検診のクーポンの配布					B	各がん検診受診者数は検診の普及啓発活動により増加してきているが、がん検診受診率は未だ低い状況にある。今後も受診率向上に向け、がんクーポン未利用者に対するハガキによる受診案内の送付等、受診動員事業を継続して取り組む。	保健福祉局	
		3-1	介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレット作成やホームページ運営等の情報発信を行うほか、有識者等による講演会や相談会等の開催および介護予防教室を実施する。	①講演会や出張講座の件数 ②介護予防教室実施回数 ③健康づくり推進員活動件数	①80件 ②396回 ③7,541件					A	今後も、高齢者のニーズにあわせて、多くの人が参加しやすく、継続して取り組めるようなプログラムの提供や行動変容に繋がるような事業を行う。	保健福祉局	
		3-2	40歳から64歳の市民を対象に、生活習慣病の予防及び喫煙タキリ等の介護を要する状態となることの予防、その他健康に関する事項について正しい知識の普及を図るとともに「自らの健康は自分が守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康保持・増進に資することを目的に壮年期以降に罹患しやすい疾病の予防等のために指導及び教育を行う。	①健康教育実施回数 ②参加延べ人数	①1,912回 ②14,933人					B	新型コロナウイルス感染症の影響から自らの健康への関心が高まり、健康相談等が増加する可能性あり。感染予防対策を徹底し、少人数単位(予約制)など実施方法を工夫することにより、正しい知識の普及啓発に努める。	保健福祉局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度					R5年度
53303	生涯を通じた健康づくりのため、生活習慣病予防や介護予防、健康づくり等の各種事業を実施します。	3-3	<p>①食生活相談 生活習慣病予防などの食事について、自由に相談できる場として各区役所に個別相談を開催する。</p> <p>②減塩普及講習会 生活習慣病予防を目的に、食塩摂取の現状や減塩の方法について学ぶ講習会を各市民センターにて開催する。</p>	<p>①90回、212人 ②120回、3950人</p>					A	生活習慣病予防の重要性についての普及啓発・行動変容促進に力を入れる。地域のボランティア団体である食生活改善推進員協議会と連携することによって、より地域に根差した事業展開に取り組む。	保健福祉局		
		3-4	<p>①65歳以上を対象に、「食べることを通じて低栄養状態を予防するため、講話や個別相談、実習形式の講座を開催し、正しい知識と技術の普及啓発を図る。</p> <p>②食生活改善推進員が地域高齢者宅を訪問し、食に関する状況確認、助言を行い低栄養予防の普及啓発を図る。</p>	<p>①63回、2,676人 ②195回、5,924人 ③95回、4,689人 ④19回、2,006人 ⑤43校区、261人</p>					A	今後も個別、集団、訪問と対象者に合った方法で低栄養・フレイル対策を行っていく。地域で行われる住民主体の通いの場等に介護予防の正しい知識や具体的な取り組み方法を伝授していく。参加者の中からハイリヌア高齢者を把握し、介護予防活動に繋ぐ。	保健福祉局		
		3-5	40歳から64歳の市民を対象に家庭における健康管理が継続できるように、心身の健康に関する個別相談に応じ、適切な生活習慣の維持・増進のために保健師や栄養士等が必要な助言、指導を実施する。	<p>①健康相談回数 ②参加延べ人数</p>	<p>①5,244回 ②20,222人</p>					B	「新しい生活様式」における感染予防対策を徹底し、電話や少人数単位(予約制など)指導方法を工夫することにより、市民の健康意識向上に努める。新型コロナウイルス感染症の影響から健康に関する相談が増加する可能性があり、実施方法等検討する必要がある。	保健福祉局	
		3-6	市民センターを拠点として、市民が主体となって地域の健康課題について話し合い、目標設定、計画づくり、実践、事業評価を一つのサイクルとした健康づくり事業をまちづくり協議会が健康づくり推進員の会、食生活改善推進員協議会と連携し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政(保健師等)などの協力により実施する。	<p>実施まちづくり協議会 団体数</p>	129団体					C	全まちづくり協議会137団体の実施に向けて、未実施団体への働きかけを継続する。また、新型コロナウイルス感染症の影響により従来通りの活動はできない。感染拡大防止のため「新しい生活様式」を取り入れた中で、地域活動が展開できるように支援する必要がある。	保健福祉局	



No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
		3-7	生涯を通じた健康づくりのために、専門職による健康相談の実施や健康学習の支援、運動器・口腔機能等の向上の取組とする。65歳以上を対象とする。	①健康相談回数 ②健康相談受講者数 ③お口を元気にする出前講演回数 ④お口を元気にする出前講演受講者数 ⑤健口ストレッチ講座回数 ⑥健口ストレッチ講座受講者数	①16回 ②348人 ③10回 ④319人 ⑤183回 ⑥5621人					A	地域高齢者の通いの場等を中心にオナーラフレイル対策を行っていく。	保健福祉局	
		3-8	・受診促進の取組 ・受信後の適切なフォロー体制の充実	①特定健診受診率 ②特定保健指導実施率(特定保健指導実施率は常に政令市の上位に位置していると同時に、特定保健指導非対象者への保健指導等、健診後のフォロー体制を充実させている。)	①特定健診受診率:集計中 ②特定保健指導実施率:集計中					B	引き続き、医療機関等と連携を図り、受診勧奨・実施率向上に取り組んでいく。	保健福祉局	
		3-9	①歯周病(歯周疾病)検診の実施 ②歯周病セルフチェックシートや、糖尿病と歯周病の関係についてのリーフレットを配布するなど、歯周病予防に関する啓発活動の実施	①歯周病(歯周疾患)検診の受診率 ②リーフレットの配布	①5.5% ②2000枚					A	歯周病と糖尿病等生活習慣病との関係について引き続き普及、啓発に取り組む。	保健福祉局	
53304	健康・体力づくりのためのスポーツイベントの開催や、日頃運動をする機会が少ない女性を対象とした体操教室開催等、健康増進や体力向上を図ります。	4	スポーツを通じて健康・体力づくり、ストレス解消、生きがいづくり等を進めるために、スポーツイベント等を開催するとともに、市民の各スポーツ施設の活用を促進する。このことにより、健康増進や体力向上を図る。	①生涯スポーツ振興事業 ②北九州市民体育祭	①14,931人 ②67競技 計30,139人 ※男女計延べ人数					B	①「誰もが気軽にスポーツに親しめる環境づくり」を推進するために、生涯スポーツの普及・振興など、幅広く展開していく。地域住民が自主的にスポーツの場や機会を創出するよう様々な団体と連携して生涯スポーツの普及・振興に努める。 ②「経済性」「効率的」の観点から本事業の効果や趣旨は残しつつ、スポーツ協会や競技団体との連携による効率的な運営と低コスト化を図るよう今後も努めていく。	市民文化スポーツ局	

柱 V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

施策の方向 4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援

具体的政策 (1) 高齢者、障害者、ひとり親、外国人の女性等が安心して暮らせるための相談の実施

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度					R5年度
54101	地域包括支援センターを中心に、高齢者や障害のある人に分かりやすい総合相談システムを構築します。	1	高齢者や障害のある人及びその家族に対する介護支援などのサービスの充実を図る。 (地域包括支援センターを中心とした総合相談体制の構築)	地域包括支援センターの利用状況 ①来所 ②訪問 ③電話 ④計	①18,748件 ②51,283件 ③136,469件 ④206,500件					B	複合的な問題(認知症、精神疾患、身寄りがいない等が重なった状態)を抱える問題等、相談内容が長期化する傾向は続いている。 適切なサービス提供のために関係機関との連携を強化するとともに、地域ケア会議や研修を充実させ、地域包括支援センター職員のスキルアップを図る。 また、「まちかど介護相談室」を活用し、課題の早期発見に努めることにも、高齢者だけではなくダブルケア問題やヤングケアラー等にも対応するために幅広い年代に地域包括支援センターのPRを行う。	保健福祉局	○
54102	高齢者の相談に対して、地域包括支援センター等が関係機関と連携して対応します。	2	地域包括支援センターを中心とした、地域団体、医療機関、警察、法律関係等と連携して対応する。	主な連携先 ①地域包括支援センター・統括支援センター ②ケアマネジャー・サービス事業者等 ③医療機関等 ④民生委員等 ⑤法律関係者 ⑥警察	①32,435件 ②57,032件 ③10,802件 ④1,934件 ⑤51,615件 ⑥668件 ※重複あり					B	地域包括支援センターは、「地域包括ケアシステム」の核として様々な関係機関と連携している。 特に虐待等処遇困難事例については、方針決定や処遇など迅速な判断が必要であり、更なる連携の強化に努めていく。	保健福祉局	
54103	ひとり親家庭等を支援するため、「母子父子福祉センター」で生活や就業についての相談、就業支援講座等を実施します。	3	ひとり親家庭や専業主婦の生活上の悩みや相談を受けたり、仕事のために必要な知識や技能を身につけるための講座等を無料で実施する。 その他各種研修会や催し等を行い、ひとり親家庭等の生活の安定、福祉の向上を目指す。	母子・父子福祉センター利用者数	10,446人					B	自立促進のための講座の見直し(入替え、時期、時間帯など)を図り、受講者数の増加を目指す。 様々な機会を通じて母子・父子福祉センターをPRし、利用者数の増加を目指す。	子ども家庭局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
54104	「(公財)北九州国際交流協会」との連携により、外国人市民を対象とした無料相談窓口の開設や区役所等での相談時に行政通訳者等の派遣を行います。	4	「(公財)北九州国際交流協会」との連携により、以下のとおり実施する。 ①外国人市民を対象とした専門家による無料相談窓口や、日常生活レベルでの悩みを相談できる一般相談窓口の開設 ②区役所等での相談時に行政通訳者等の派遣 ③交流や講座等を通じた国際理解・多文化共生への理解促進	①無料入国・在留・国籍手續相談会の開催(県行政書士会との共催) ②無料法律相談会の開催(県弁護士会北九州部会との共催) ③無料心理カウンセリングの開催(臨床心理士) ④日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語による外国人一般相談窓口の設置(相談件数) ※窓口設置場所:八幡西区コムシティ、小倉北区役所 ⑤行政・医療通訳の個別派遣(通訳件数) ⑥外国人支援関係機関連絡会議の開催 ⑦国際交流員等の小学校や市民センター等への派遣 ⑧国際理解教育講座 外国人市民等を講師として、小・中学校や市民センターに派遣	①63件 ②13件 ③5件 ④1,395件 ⑤195件 ⑥2回 ⑦10件 ⑧実施						通訳派遣依頼や相談件数の増加によって、複雑化する相談内容に対応するため、今まで以上に関係機関との連携を図っていく必要がある。より関係機関と緊密な関係を築き、外国人の抱える課題や傾向について把握し、引き続き改善に向けて取り組んでいきたい。 また、関係機関との連絡会議を通じて、男女共同参画の観点からの多文化共生社会の実現に向けて連携体制を強化していきたい。	企画調整局	
54105	地域住民の相談に対し、相談者の状況に応じて、民生委員・児童委員が関係機関につなぎます。(再掲)	5	No.51203の再掲	No.51203の再掲							No.51203の再掲	保健福祉局 子ども家庭局	○
54106	介護職員初任者研修を修了した消防団員が中心となり、一人暮らし高齢者世帯等を訪問し、防火・防災指導や簡易な身の回りの世話をを行うとともに、福祉に関する相談を図ります。	6	介護職員初任者研修を修了した消防団員が中心となり、一人暮らし高齢者世帯等を訪問し、防火・防災指導や簡易な身の回りの世話をを行うとともに、福祉に関する相談を図ります。	消防団員による訪問世帯数 1,848世帯						B	避難情報の収集方法や避難場所の周知など自然災害(風水害・地震等)の予防啓発を強化し、高齢者の安全・安心の向上を図る。	消防局	

施策の方向 4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援

具体的政策 (2) 多様な性のあり方への理解の促進

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度					
54201	同性少数者の生き方を後押しするため、パートナーと宣誓した当事者に対し、「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付します。	1	「パートナーシップ宣誓制度」の運用	パートナーシップ宣誓書受領証の交付件数 (※R1.7.1制度導入)	8件						A	引き続き、パートナーシップ宣誓制度を運用していくとともに、同制度の周知に努めていく。	保健福祉局	
54202	様々な人権課題のひとつとして、人権講演会やラジオ、広報紙等により、性的指向・性自認等を理由とする差別・偏見に関する啓発活動に取り組みます。	2	人権を考えるラジオ番組「明日への伝言板」の制作・放送	①放送時間 ②放送局 ③「性的指向・性自認」をテーマとしたシナリオ本数と放送回数 ④ホームページの開設 ⑤シナリオ集・CD、紙芝居DVDの政策と市内の学校や市民センターへの配布、市民への貸し出し等 ⑥YouTubeに公開	①令和元年10月21日から令和2年3月8日 ②GROSSF Mラジオ オ、KBCラジオ、RKBラジオ ③3本のシナリオを各4回放送 ④実施 ⑤実施 ⑥実施					A	番組ホームページにアーカイブ機能を受け、シナリオを公開するとともに、放送されたシナリオはYouTubeでの視聴も可能にすることにより、視聴者層の拡大を図る。また「性的指向・性自認」をテーマにしたシナリオを継続して採用していく。	保健福祉局		